異本落穗集

十三六九 止

元

難波戦記大坂軍記ナド依ニ
取りしモノナリ

共五

内閣文庫 和書 類 三四三八八 號 五 冊 一七〇函 一二 架

和書門 類 三四三八八 號 一八九 函 四 架 五 冊

内閣文庫		
番號	和	34388
冊數	5 (	5)
函號	170	93

国立公文書館
National Archives of Japan

落穂集　巻十三

一慶長十五年閏二月二日堀越後守忠俊の家臣堀監物
と云者丹後と兄弟争論に及事有之候処越後の一門中
出入に及て事不済して越後の裁許と成に於て越後
も若年にも一和致候様にと有て種々取扱なと有之候得共丹後
承引不仕候て終には駿府へ罷出　大御所様之御前に於て上
聞に達し今日　御城に於て堀兄弟へ召出され諸奉行在座にて
諸大名列座の中に於て兄弟対決に及ふ所丹後申上
候には監物儀国々有て私曲を構へ浄土法華を出家
をして私に宗論をさせ候と判断して浄土宗の僧共を人
手縄にて召捕数寄の俗衆を出す時　大御所様御聞被遊候て備

日本政府図書
内閣文庫
国立公文書館 National Archives of Japan

らせ給ひ處に自分の條書を開被見甚御機嫌悪く
して仰けるハ此宗論の是非を申さハ何をもんて哉
日蓮宗ハ是非を監察なく留守なきを是非とし一派分
の者を法華の外なりとて重るの上意ハ宗論を是天下此
大悪逆強を構へ宗論を致さセ是非ニ及ぶ是非
裁許し乙度に準し申付て殺害致す條(?)に任(?)て及
の者也此事之外の方に及ふと有御事にて常樂
とさセらる付て監物有之事を盛(?)に上出羽守に越
後の國領に被仰付の事と成り義を不殘申不居置
ら成り國被仰付る所監物へ後の事(?)越後の所地
とに放出(?)致し配流ら佐渡丹後義ハ此罪なきとの事
ミ其の所地に放佐州の内にて新に三万石とら下さる由

忠義を張給ふ所なり

一 同三日上総介忠輝越後國を賜る 元信州川中島

一 八月六日島津家久中山王を携て駿府至り同八日晩
城中にて大御所様に拝す時に緞子百巻羽紗百十三端
蕉布百疋太平布二百疋献ず

一 十月十八日本多中務大輔忠勝卒去辞世あり子息忠政
遺跡を継く勢州桑名十万石を領す

一 此年井伊掃部頭直孝上州の内にて二万石を下

一 此年秀忠公より山内対馬守に松平の姓并御諱の字
を下し忠義と号し四品に叙し土佐守に任す

一 慶長十六年三月六日 大御所様御上洛として駿城を
出御首途同十七日御入洛

一同廿日勅使来り　大御所様を太政大臣に任せられ菊
桐の御紋を勅許なさるゝ御使なり　大御所様太政大臣を御
辞退ありて新田家の元祖大炊助義重を鎮守府将
軍并に父廣忠に大納言の贈官を勅許なし下さるべき旨
願ひ給ふ上洛の節菊桐の御紋の事は辞され候　源家の御紋は
新田足利より出て一門葉まで武威を争ひ中頃後醍醐
帝より御紋を賜ひ足利家に菊桐の御紋を免許ありし也
其後足利家の一族は古来より是を用ひ来られ末代まで
御用ひ新田の御紋は一引両と勅許なされしは当家の面目と
[illegible]是木の額[illegible]ありしより[illegible]
一同廿日新田大炊助義重を鎮守府将軍と贈り廣忠を
大納言と贈られ給ふ　勅使大納言[illegible]勝[illegible]是

一同廿八日秀頼公大坂の城を出て二条の御城へ入らせ給ふ
大御所様御対顔御礼ありて[illegible]
秀頼公の御対面[illegible]
今迄の[illegible]
[illegible]
[illegible]
と称して大坂と[illegible]加藤肥後守同[illegible]池田輝政浅
野幸長[illegible]秀頼公の[illegible]二条の御城
[illegible]肥後守清正[illegible]
出て[illegible]秀頼公は二条より[illegible]
の[illegible]後[illegible]対顔[illegible]
大御所様[illegible]清正[illegible]

九之丞秀秋父子家臣共上京之處人数遣候して中将義直
共相果候に付途中迄御出之のよし

一 四月六日今度秀頼公上洛之儀に付義直朝臣大坂江
之を迎として御出有之

一 同六日浅野弾正長政死去也 六十五才

一 同年六月廿四日加藤肥後守清正死去 五十才

一 同年九月廿八日将軍家の御姫君 子付信也 後ニ西尾殿 三河守
忠直江御入輿として越前之結城秀康卿大坂御供ニ付
其外渡辺山城守と始め数多年寄衆駿府江百人御迎
二丸ニ於て大御所様御対面のよし

一 同廿四日廣橋大納言兼勝勧修寺中納言光豊右両伝
奏より書日若宮之御方の千本松迄藤の古来天下に出

手宮ニ於て是を下附 大御所様御帰京之者と右結構に建立
以後数年と称るの者於相守之ある八 将軍家江訴ヘ
御遣ハと称候者の由に御無之由

一 此年松平三河守忠直家来久世但馬 飯付 と同類自
休と中林弥後の者と聊出入之上御家老の今村大炊清次
丹後林伊賀中川出雲守ニ中川充自休へと若狭掾又と村
と同職の家老本多伊豆守其外牧野多度竹腰周防守八元
来自体の非義にして但馬に与力せしを含ミ在之と争
二つに別れ法門不法同志今年十七才若年なる人附ら
ざる但馬に不服なるに依て此義を成し討手を申付敗北の次第と
有之故に但馬が従者百人余りと誘ひ死を遂ると云ふ又翌年て
於御家にて閑居に是北の庄中に於て統合我と云と記付候

と申すの父世の家人とも悪く成敗被仰付候家ハ自殺
仕候家々之 然共其後の出入ありても是非不申出家中勤
仕候江戸表ニ於ても民部法印胡任縁も有之当年不来居
年ニハ之先将軍家江戸罷越御社参ニ付毎々被召候
あし逢不申 或日御前中列座之中ニ於て私儀出勝手不仕
ニ候上様被為成候御中ニ入 夫ハ何用ニ為何方江被成候
御やうニ被申候ハ上比家之ハ私の家中外勤仕
御中之ハ国勝手不申して私事無之被申三河守被仕候様
元禄の中ニ而御成候ハ御中之ハ御先中方相尋之ニハ若特
有之候段と御中ニ有て被申も感状あり候別 将軍家
の御前ニ而達し候ハ一生語在 大清不拠之ニ御上候よし
大清不被ニも其の外感候ニ あの申され候て其の段よ

有之候段吟味之上私言上致候事相違無之罷下御掟之中を
為ニ被申付公事相済のみ双方江戸表ニ而於下一日
西丸ニ於て御前ニ而対決之後被仰出本多佐渡守殿中ニ而頼を有
御吟味之上裁許ニ而今村大蔵と婚家之党共配流之被仰付
本多佐渡守殿被為下度候旨周防義ハ御前之御沙汰
仕候よし

一 慶長十八年正月廿五日池田三左衛門尉輝政播州姫路ニ
於て中風死去五十才

一 七月九日大久保石見守長安男藤十郎外記兄弟五人成敗被
仰付候其石見守今年四月廿五日相果候以後日外ニ奸曲
之事露顕ニ付と候之由

一 八月廿五日浅野紀伊守幸長紀州和歌山ニ於て死去

三十才 願之儀被仰出右三郎七歳ニ而駿府へ被召呂兄
の遺跡ニ是ヲ被仰付紀州ヘと下りけるなり
一十二月六日大御所様 中原ニ而御鷹狩ニ成駿府へ御帰
の時相州中原ニ而其日馬場八右衛門と申者大久保相模守
忠隣逆心有之由言上候依之本多佐渡守被命家宗
ニ而金子被仰付候之由江戸之御城へ返ニ而ノ其之様も
御光清之訳相守家ニ而も上京ニ而為入臣宗族立之一左段
大御所様江戸之御城ヘ御入之由也
一慶長十九年正月十七日大久保右京亮京都江被差
遣利光丹宗の儀堅の相禁旨弘被仰渡
一同十八日二条之上出相模守忠隣死去享年九才
一同廿日大久保右京亮罪科ニ被仰付候而配流被仰付之由也

一同廿日安藤対馬守本多出雲守浅野采女正松平越中
守ニ而右相模守忠隣ヵ居城小田原の城請取可申旨
被仰出二男右京亮二男主膳正武州川越ニ而嫡孫
加賀守ハ忠隣の遺跡二万石相続之儀ニ而祖父忠
隣依命ニ而御勘気被仰付
一二月六日大久保右京亮并佐渡右近大夫ニ而京都江被差
遣江州へ被遣く
右相模守儀其日御前の中出候事ニ而右京亮ハ一生
身の罪も無之ニ江戸表ニ於て人のさゝへとハ身上此度を
ま可今度仰付ニ而申家来一党ニ而も右京亮
と存候ハ相模守ニ火をかけ禁中へ不届之旨
被仰付候得共江戸在留ニ而勤仕被右京亮

らせれと為候得人分ことね持候らら鉄炮も袖搦持候ホも
取りそて悉く焼のて申ニ付候得共使成候と若法可有代
須賀ハ其方に而もと城ハ有右難役忽ホ候と之其後并伊
豆守江用ひ上京の節佐和山の城ハ京方大津ニ對面の刻甚
之ヨハ回功の人ニも有と候処以伴其ハ何を思ひ當申ニ候
もそこてすこやと只今ハ總取候ハ大津ニ而免只にてと
ともと之の語とてすると西左之人ハ右者ニて孫右衛の深
まにて何とそ中かの致候もあるとれを通りまかとを存と
あるへんゆえこさ候とゝ申ハ大津ニ而成候其之丸中ニ通
まで之丸只明る候と法上へ分金仕とみてとゝて於てハ申陳遣
の仕様も有之ハ其右も其とも我ホ右か申候と存し候ハ相違して
不仕覚悟ニて子細相ホこ申候右衛ニ於てハ候其れの口

候に法を失ひ候者と世上にても取に付此の段聞候而然ハ
上の法ふ思もホ不在成候との立言ニ付右者夜深く感心致しき実
ふ實ハ不存候へとも世ニ申觸れ候と存し出し候由ニ有り

一　三月七日高山右近吉利支丹の宗門ニ而改宗ニ付候ニ付南
蠻國へ被遣
松倉長門守後藤原の城降領の節ニ右役に付来ル南蠻
国と自力にて切支丹と改め候ニ付而申付候處人足師共
人共高山を見遣して南蠻国へ遣渡候而流者之人の後の
船中にて病死いたし右國九人ホとありしのハ其後ハ
右近方之申出候日本ニ而可申ハ長崎江の振なる
所々より大きに成家俄ニ作り候而船を不自由する所ニ而右之

一　不申之而南蠻の教何方にて候と付中候而ハ其後ある

右ハ書状之趣のまゝにて吾郷より申候とて訴に差出候目付衆
ニ申上候此者共七人義ハ安芸之船頭にて候網ハ相手にて相果候之
中にも兩手ゟ手を縛りて漂ひしや往来を遮り日数をかけて右之書状
差出候内の中廿人を留置外ハ其国之山奥へ帝王より被召捕于有
之九右衛門ハ別而老若を返り山奥へ出で右之者共ハ南蛮人九四五人
被召捕之附副不残申付中之家事此者談合の為伽
候之ハ安之而已ニ無之右申ハ是被廿人之内十人程も船中
其外者共海路ニ相果候右申ハ二十日の事にて布之
之ハ天ニ大魂ある船中ハ右之魂ある船とて人ハ海上に
漂ひ来り船の頭ニ附参り候とて何かハ無為合点致しや扱候
右之者ニ包薪ニ沾ハ汁出て扱ひ候之見とて之人右之様之嘆ハ
とかく船頭ハ右の教へ申ものとし何の思ひ事ハ不仕なりて

候とや何程長サ八間ヨ余も有之候や日本の蛇とハ格別ニて
胴ふとも有之候之人ハ搦ニ取候之罪を定て眼ハ鉢の外に見ゆりけ也
我ヲ皆仕の刻藤別廣瀬之吉国九右衛門両人是を取り
候九右衛門ハ大坂表ニ於て是を見て候ニ付十分之安藤被申候
被申候先右之者共の紐ほとき取候なり
一同九日将軍家従一位太政大臣ニ御昇進
一同廿日京都大仏供養有之右ハ秀頼公之為父太閤之意
大仏造立之事奉行人片桐市正同主膳其外諸役人
大坂より相見へ導師ハ三宝院妙法院の両門主其外諸
寺之僧徒群集して勝事得ふ有之一世之盛
板倉伊賀守所相見へ然る大仏供養の義出之ニ相延
然ニ鐘之銘文の大仏の鐘の銘之文句の中に

所庶幾國家安康とあるし段 又東ニ迎ニ素月一西送ニ斜陽一云々 秀頼
ひよつて大仏所と調伏の為大仏殿再興の抑と抑行之駿府
に於て右府軍料の外もつて田畑立の事申事は押る
依書状と訴有之候とあるは不審極追る段し事もあるの事これ
とあり市正申けるは中々調へ存しらず大仏殿の鐘の事は秀頼
公は自能と申候ても只竟韓長老の調法ものの脱ま
一向に不存候段も調へ申しと存候て候書状を以て呉分
に於て御意の趣を承候て随分我々までの不調
法にて候之旨書状とあり挑行追て御不審かの段御答申し有之
に於ては法度相立候と致し御役仕まつり申上候と存候也
仕候まで存る事に候は右様に付ては御座候之の由申分ハ
扨又この中候て手前不肖存候とも諸国代職の中に於て致

扨又右の段にて右府軍家を調伏の為と申し大仏殿の供
養延引と云る事中々存難くとさまでとありては天下の不届至極上は
る事の上にて不存候は右て八借書状の通人に示しも有之ると右
用に答ると申も致之候のさまの多有る由も存じ候大仏殿の供養を
又は相成不相成とさく延引あるまじ旨不日年寛秀頼公の御
為にもなりとも申す市正も一段相応として候書状をもつて大仏
殿に於て十日計も以前より度々寛居にて候まゝあら
書立すより今集り来る老若僧侶も皆とさまし離散仕
候に付國家安康の銘文の調べ云ふ候は諸国一同の沙汰
となり候べし
米村権右衛門被仕候は我等古今大形の理申候と被相
市正殿に従ひ参りかくも宜しかろこと後に市に被仰付細く

大佛再興の財宝の事ゆへ片桐市正へ仰付られ候は異国まで
此之候ゆゑ大仏殿の退轉となりしや申ところへ再興ありまじ之旨
とかくこれに於て候はゝ當国にも此之候ゆゑ大仏にて
日本のかきり天下成候に於ては将軍家より御建立あるべく
よつて能々此方の大佛殿の儀は故太閤の御威勢にて御建立
ありし所今の秀頼公の御身上にては再興なりかたきハ道
さる儀也とおもひ候へ共底意には尤一花の片桐殿にて左様候
さる儀ある道内々にて悔しかるべく存ぜず大坂城中の
金蔵より大分の金銀を大仏の入用として毎度出し送りは
此段御取付て申されし縁の顕の一般起こしなかなか中意
存ぜられけるとぞ

一 大坂冬夏御陣の縁は大佛鐘の銘並棟札

の義より事たちし所天下世間に於ても申觸し時代の俄に記し
守る所出物にて能く其之介に九難義或る所に加州中納言利長
の如く秀頼公の義毎度浪費より古太閤以来の後々と申述置
年代内御秀頼公方にて多く申されし古来より利長公へ述べ
近年代内御秀頼公御勧めにて多く申し候も御存じの儀
向後不如意に付金銀など費えにてはなはだ城
不書物と存じ候て後々廃れ之事にて大御所様
よは世の年もなくこれに付以来然と存じられ候
實不實ハ不存候へ共七百年中に

一 按ずるに若年に比大坂物語に中学院絵へ記し上下奉有之
非其外大坂冬夏御陣の儀と書記したる書物と申ては
之に知ふ所日記を以て秋御記中に記し下年に候二階堂

才覚殊ニ下女人ニ至迄作申付候処難波戦記と申書物出
来申候右書物ハ諸説古今取申候而今年常例ニ而在之
候申古義丸と申一生身の才智もあこし拝受其後在京記中の
并近衆諸大名京大坂ニ於て申候義丸と口合て出来在
之候難波戦記ニ候ハ当世の正記録ニ而申候を信て
大坂落城の次第ニ候ハ則其記ニ候ても真不申候様且元
方年二階堂女人の所ヘ落し候段又ハ所々の女人ニ候ても
之無義のことも共々此手ニ出来申候より

一 大仏殿の縁起申候の片桐市正国家滅亡の始大坂陣の発起二人と
駿府ヘ申下ニ人とも本多上野介ニ成申候と悪しく仕候て其子の後説
ちまたに出候様ニ申上候と本多上野介ハ申候様ニ候と在和
之事を申候自見ニ而申候所の者を返答を従ひ申候云上

ましき事ハ此方ニ対する二心成秀頼卿并ニ正成清正長光上候而
四人の輔子ハ我我身の細川の末ニ而候を信玄公を輔子ニ我我三
後に対し申されけるハ我未だ八才之上意とハ聡と不成候何れ
秀頼公の所行道不宜故ニ無理ニも其後ハ関東ニ於て申と
天下は清の時中輔ハ子細ハ諸国の浪人とも集り或ハ近習
の人々武道無見と取候て海上合戦の用意の所ニ於て
御上今度大仏の縁起縁故札ニ而掲ケ候者共
御前様の思召ニ而存知の所存申候ハ出来候哉と申候得ハ今度
たニ申候ハ新参者ニ而浪人とも集り候ハ皆々の中
ニ而ハ大仏殿の縁起ハ秀頼公の存分ニ而候ても
云々海上筆者ニ候由も申候て縦ひ韓長光とも在候
しかれ共申候得ハ何方ニ而吟味あらせられ候韓長

先ニ荒木攝津九右衛門が此謀叛ニ依て上様へ恨ミを企て御討
離も有し事也三段ハ四月中から六月迄ニ于ニ御仕掛ニても
さら九れ信長も討ニ片桐方から上様へと取此退治の儀を
御取之有正純ニ取らせ申ハ光秀逆意の義ニ付も信長討
成して逆意に依てハ古秀吉未熟ニ逆意ニ付ても秀頼
細川のへ召ら之天下の諸大名も其義被成事ハ偏ニ我等
の仕業ニあらさるや我ら小身ニも六年ニ至り秀頼の命と称して
毛利浮田上杉ら石の色職并ニ石田増田長束以下の大名を
御請して諸大名を御請し科ニすへき我等ニも申来候へとも
今ニ及ひ濃州関ヶ原ニ於て一戦ニ及ふといへとも我等
武運不叶ひ小勢と九大軍と切崩し当家の運を開ル上ハ
平ニ秀頼殿へとも申来し而相届是又以て先秀頼未タ

若年と云ニ付テ上古太閤の御恩を思ひ出して助命被致し並の
ニあらハ大坂の城地を明渡さハ旗本中の分国の内ニ於て一国可遣候
孫君ニも取組候義ニ可有之なとまて仰せられ先達ての
筆頭ニも新参の者と見知る大将ニも取組候義なるとたかなしを
諸将へと召集め其上ニも御披露被成し其上今度諸将の諸
礼ホの理非存の外の事なれとも其趣ハ任せんとの仰
此返答の御ニ於ても大ニ於ても是を上様へ申上候
被成して三段なとも大ニさふ不意被成し其後ハ御隠居の様を
遣し候被致しなとも様ニ御座候御上様へ申上候へとも
片桐且元殿ニも当地ニ於てハ大坂の事御心得ニて被仰候やと
此者共ニ告知らせ御聞候て三人の取持を以て申上
と承り候て上様へ申上ル処に其理ニも候ハハ大坂へ上り

委細の訳とや申達不及候秀頼公母公尤こ見え来るへく母公のよ
まりて八月上旬より大坂城より母大蔵卿局渡辺内蔵助母
正栄尼渡辺筑後守か母二位の局三人を駿府へ下
はし也彼三人の義ハ指と存不申所も此開眼の義ハ不申上候今度の
大仏殿鐘銘之義七ケ所と申所を此度被仰候上野介阿茶の局女房人ゟ
御案内被申候ハ御手遣上野介を以被仰付三女中
に職被仰付候御おとゝ大坂表の義ちやて委細ハ御沙汰
に存候ニ通ひ申候御所様御機嫌とて今度
大仏殿の鐘銘の儀被仰付候ハ秀頼公
母公ともに申ハ半はかり御座候ハ御所様母公へ
さ様之事の毒なりと思召候へとも御遣さして諸事色あしく候
被成候ハ三女ハ大きさよりこゝに市正方へ遣し候

大坂表へ下り申のほせんとの後上野介に三女中申けれハ御沙汰
被成候の御所に聞召御中寄ありて不申度此段申
上候三女中の義をも申上候誠に候とて江戸表にて
下り大坂ハ申上事をも御機嫌よく被仰候
御のまゝ御中事の義をと上野介御沙汰に候
三女中へハ江戸表へ下り候て本多佐渡守上之
御沙汰にし御人々に市正へ御合に上野介申遣して
今度大仏の鐘銘棟札の事并大坂城中へ浪人を
召集め候ことに付浪人を招き集め候へ共合戦の企
有之候ハ天下の人々に申候事ハ世上の静なる事に候へ今の
子細に候ハ何れにても不付候上は御心得を被成候
筈に被成将軍様御解に被成候か様に市正方へ申候

をたのみ給ふやと云之市正申て者のゝ申分承れても是非
秀頼の御為と申ては左様なる遠慮の事と存しやけ申上候其
とらへ所候得ともまつ申述候何とぞ此事を
申付候て御為に存て秀頼の御為三ヶ条一つには秀
頼公他国へ御移りの儀を御許容候か二には諸大名中のことく江戸
参勤も有へきか三には御母公御人質として江戸へ下
されは此御機嫌もよろしく御同心とも又は御母公を江戸表へ下
候得は此外には相済可申候と申上候得は御母公江戸表へ御下
向のやうに申候へ共今の御内母公江戸表へ御下向の事は大閤の御代
大坂御国替の儀に候へは御承引有之間敷と申上候へは市正
申て右の三ヶ条の内何れにても相済申候へは御為宜しく候と
相違なく申述候事は御返答に及ひ候へは難成

然るへくとて暫く時移り返事に及ひ候て使者両人は駿府へ帰
参りけり其後八月十五日に大坂城中にて御相談有之
の処修理あまた申出し此事承りも難成所府中へ相談の処
と申す処に市正府中へ罷下り九月九日諸大名出仕の節市
正罷出此御機嫌の段申上候処御満足の
御事にて然らは以後市正を召出され御諸大名の御に
又大坂表へ上意有て其後御沙汰に及はれ近年
大坂表には諸国の浪人あまた集り籠城の支度有之由
披露有之候ては是非に及はす武士の道
とて言上の段に付ても御気色のよろしからす
申され秀頼様御為大坂町中にて浪人のあつまり
とて言上あり集りしかハいかゝ有之の義にや

此度大仏の鐘の銘并棟札の認様 家康公を調伏の
為なれ者秀頼卿にも世の人口にあまねく而ある事も尤なる哉
其の後片桐市正罷下り申さるは上意を請取られ候得とも異なる事とて
然る処大坂へ諸浪人の相集り候と聞えけれは秀頼の招きに応じ候と
申すにては諸国の大坂城の儀は脇き其外の浪世に住侘けるを
よひ集へく候と申上る事とおかしき諸浪人の儀は西国中の諸大名
の家に仕置を取合申さゞるゆへに浪人共の我もくと諸方より入込
申候は治部少輔秀頼公を一つにも及ぶ逆心のあらはしにて見えて候
是太閤の君を頼られる大名衆も多く召し候へは同心候はんと
も相頼み候て申候は何れも浪人田舎より諸浪人を招き
集められ候人方に御当家へ御敵対の工み候て世
此度は秀頼方の取扱の通に候へ共存知候

方へ仰られ候は然るに思召し候はんや今又大仏の鐘の銘の儀は秀
頼卿の存知にて成され候事も諸老中衆の筆者の不調法なれ
の儀にて候へは実を 御前様へと調伏の儀ともなく候はは
とも思召し候ても何とそ此儀の申付られ候もの迄は此儀は
天下は諸人の平均にお願ひ京都大仏の鐘の銘の様子は
出家しらぬ様にとて片桐市正ども是より頼み候はゞ
頼まれ候て承り諸大名中へ秀頼逆意を存よらは御違背
之とて大坂方を陣にて立候はゞ然る様に申し彼秀頼方へ
江戸将軍も同様に我ま〻存候のとて流石の様子にて
家へ敵対の為世上に於て天下治まり候は吾今七十と
及び候へは間も無しと我ら世にある時は将軍と秀頼と
不和にては天下の乱となり候事猶もありけるとて一生の方

万事を以秀穂に将軍に水魚の交りに被世上慕
平九様よりハ又不付名を得も一生ハ字業(?)ハ而人こそ申す也
但生ハ元禄月市川團十郎上京ニ被仰付御役ニハ東都之九天下
貴平の大俠と私或の若衆と元及ひハ申候まてハ云此者ハ
拙も九秀穂大坂の撫化と云て外へ之様ハ又ハ此者化江戸
相之來向に被仰又親深くこれ被成ハ有ハ世に之と江戸表之事
下りとの御称の衆とも我成ハ其の儀ハ天下此人ハも是此ハ申
此之宜も右三升之衆皆共加ハりて是之人ハ又申の私の意とこれ
御覧仕候を御も被し様之ハ大坂之御秀穂并世之と
中是とし申上ハ私て私第之申候又ハ後段并下要由之
言上様し仕候之ハ仕合申上候ハ　大所本御ハ儀候不斜
仕合比と上意ニし御衆へと存三上候せ之向ハ其志にても仕候

の通三升之衆の我ホ有罷て市上る中ニ毎役関東之下向の役
又是例と有に上ハ大形子細ハこれ有まし事ニ候段申候へ
江戸本町通ニ於て四谷町四谷斗にても有之所座敷を一の私
仕候何事ふとやに市正中まハ候月一日比我何ひの申ハ中ある御家に
出之私寛仕候ハ御役人衆皆共ハ御役の以事之付ハ被成
ニ被頼と市正之ハ申渡仕候文年々中市正とて候御待之役ニ私
上ハ仕候にとて是此御役を下されまし上紙裏の仕合る御役付比御小
袖拝領仕候頂載して御お之を存三両宛ハ私之市正衆ハ
申至に候御役仕候と云一生之上多年入魂の衆中多く見て江戸ハ
役所等ニ勤居の新之有ハ至て精私之ニ居候私之御お向
可致衆衆へとこそ有之申分の有ハ之仕る数の事も之し候と之
御の次を[illegible]の女中三人衆も江戸の御衆上る七ツ時に旅出立候へハ

右此や大坂を攻落し落城致して江戸表の拍子と
云ひ申上陣城の女中方と雑兵方と沢大坂の御無き様と投る
江戸表へ注引移りの処にて只此役後なるを見て安く居て致く
御用を見てりう申と何迄も大事の服ひ仕るへく有と云ふ二人の女中
大きな小敵なれき不審の思ひを成し市正殿富へ見せて拍子を見合
之へ御方の言語乱を出のとく種々上ふ内外の外城の小さなひ
るすと迄ある事もへく八ん月々くて才有迄して聞召しまする市正殿は
大坂市様の内意を深き段有れは小袖なとまて取載り致は
中之有更かるも二人の女中市正とうくひ小く見出来まり事紀り
猶其上は秀頼のむつ月とは花成るといふなり
右之通雑兵戦記に記し外の記録にも出記し其とは之を
おゝ見たらひみ有もの御代り此は我本の見ゆ此役を文字来知

※らまとて一寸とへワツリ

此一段諸々の問書に
既にお市とさとて女子池殿は
見えれと
「秀頼御馬印し、以下に名
三月中旬を則て以家
相互名手にて まく
後の「他方の溜人丸
以下戦中小所しも
見えさ不知ありけ今
事存して右市とて
書文をとりさとを綴
りて御戦害の事行
もとまり

と名高き因集人側ま弟に法の程に至る要人の物語なり
生附代の者ともみな人と要従えても是この女中の物申と存じて九生紀
中知るなり
桐市正は九月廿二日に大坂へ御立に出仕致して九二ケ条と記
途中にて元二人の女中先立ち市正へ申す様な悪し事を申さ不存候
へ示されて元是は女中の事にて ▲へワツリ 事なきまする事を申閉さの段
と見る 秘の籠拵れ本の役も韓も先不調法とは御申
出来まても出上し御我本ると始免何の人にも付ていて
且秀安康の二字を積の画も仰付さを天下の人九年目と実
世上の批判と致り是れ中決の未だ立事之総て前之天
海上人御受る事人の中にも不二ケ条の短目すれ存寄とは有と
御存九 前の事今九州内意とも不知通出と有と一ケ条と

夫より大野主馬庭覚悟を御前に召候して江戸表の様子を
ことや上清誠の女中方と難波方と供大坂の御母様を始る
江戸表へ御引移りの儀とは八ヶ敷候へくと御安く存候事も無く
御自身ニ而ハ中と何迄も御無事にて候ハ有と并ニ三人の女中
[illegible]悪口の[illegible]市正猶も遣して様子をも[illegible]
候方の[illegible]と[illegible]種々上方内証の外[illegible]
[illegible]ハ有と[illegible]間[illegible]市正罷出
[illegible]稀の御[illegible]小袖[illegible]以[illegible]
[illegible]も三人の女中市正[illegible]出來[illegible]事起り
[illegible]の[illegible]成[illegible]なり
[illegible]難波[illegible]ニ而[illegible]出[illegible]ニ而
[illegible]我ホの[illegible]

と[illegible]集人側より[illegible]其所の御沙汰なり
其時代の者ともに是へと[illegible]して[illegible]と存[illegible]紀
中納言なり
一 片桐市正ハ九月廿二日ニ大坂へ罷出て出仕致候所女中方
と申合進上して三人の女中先達而市正参りて種々悪口に及ひ
さん〳〵悪口に及ひ▲[illegible]すきる事ハ甚[illegible]閨さの段
相乞覚る　稀の孫孫孔未の儀も韓長老不調法
[illegible]我ホ[illegible]と始[illegible]の人を付て
国家安康の二字を御鐘の面に仕付させ天下の人の註
世上の批判と[illegible]中[illegible]の[illegible]天
海上へ[illegible]の中[illegible]二ヶ条の[illegible]自[illegible]
[illegible]御[illegible]ヶ条と

去ル也大坂を被攻居處へ忽然落城致して江戸表の様子と
扨中上臈撫の女中方と難儀致方を添大坂の御母様も被成
江戸表へ御引移りの儀を仰付けたれは比後安くなき安く在之て
御国元より二の中と何迄も未だ服ひたるを入有りしとも二人の女中
〇きく数あるき不審の気は心得市正様衆へ見届て様子を見合
猶其の者拵えと出のき積上而内野の外御方さしは
あるを入々にて通て間諸事市正殿は
此度様の御家臣不作法致し御小袖を取て取戴く致候得
其文今も二人の女中市正より見合い少も出来より事起り
大坂方の女ノ御とも二人の女中
右之通り難儀致す事も出来と申て
[illegible]

※[illegible]

此処文段錯簡と [illegible]

と云家康因果人側よりも其法のたる事の異の面なり
平時代の者ともに是を實説とし、この事と存之候が之記
中如なり

一 片桐市正ハ九月廿三日ニ大坂ヲ出仕致於二ケ条を給
とも早速ニ於此二人の女中先達而市正殿と種々悪さ申ゆ
さく 有之是皆偽るなきる事ハ在之事関さの致
様の穏便紀の候も韓も有る御調法にて
草出来候も出立いたし我者ると始め何の人と付之
国家安康の二字を種の為を仰付させ天下の人此耳目を達
世之の批判と致仰不死申決の思案立ち之 然る所天
海上人併せる者人の中使人下二ケ条の題目何も存寄とは
仰之 前相談之外内意とも之近々之人と一ケ条を

叶ふ記と中ニ於てハ事の被当て歳々ハ眼前の事なれハ御母公
江戸表へ御下向の儀を我等承引致しからハ右様方ニ而
ての儀ハ子細ハ江戸深川表ニ於て黒町黒字もおこし居候
下りてハ夜会ニ抱め之気ゆ中ニ今ほとめ得取次ぎ次第のお渡
との儀るお以て居候を積る地形引あらし石垣なりと仕合ふ一
年程も日分を浸恭紀を致させ候ても御当代より我等木を
田て座形よ作りて以とも申ニ一年も居ろ申上ニ於て御母公御病気
ニ付き申立る又壱年も事を延し三四年も打立候内ニ ×下ノ所へ
[さて又右ニ天ノウチニ] 何と承り申候も言ひ大切と成らハ壱旬を撰御母公
對面の上ニ而是非二の事なる先御滞り体見被し候へとの義ニ而市
正ニ於て申し事ニ付一向ニ片桐を成敗ニ可致とて打候
翔りいたさるへし
[御書付り] 一段済之

此段おらト二ニ而く
一打ちら別条之

一秀頼公ハ大坂御城本村長門守内藤ニ人を役て（中ヨリワカリ）
て織田常真ハ之を承り片桐諸将と併に於て諸ニ致す所
常真ハ江戸に振ニ申ハ和論三人の中ニ中々御不ニ有
之るる武家ハ片桐義ハ古太閤の立たる者と云ニ武名
世よ聞之ものも其ニ三と三軍の片桐と呼み卯罷とあ
は人皆もいつれも人ハ七組の中にて随一成人の名もあるもの撰
て引ろる先勢片桐ニ申付候事を世ニ申しを候御使者ニ御
付の物を傍ニ役ニ於て之跡へ申付けるハ秀頼公にも常真ハ
手提ろとまて速ニ甲斐守と兼而申合片桐方へ参し
對馬守をも打迫りハ片桐所之と向いて申付候ハ寄合より以て浪説
ニ致し諸家旗本の諸士をも召とも今夜ニ之を（前ノ所ヘワカリ）前後地方の
浪人共を招き集めらるゝより抜きも手立を尽し古太閤の
×上ヨリここへ

叶ふ記と中ニ於てハ事の破るゝ成ゝハ眼前の事なれ共御母公
江戸表ヘ御下向の儀を我ホ取計致しヽ共ハ存る方ニ有
ての儀ニ子細ハ江戸深川表ニ於て黒町黒子も有之ニ庭崎ニ
下々ハ前当上様を見申しなる様ニ御家役せ方次第の於段
との儀ハ於ニ被ニ前崎を諸色地形引ゝし石垣ゝ之と仕る一
年程もかゝ更ニ普請儀をを致させ成とも御当代より材木等を
田ニ座形よ飾りてはとやうニ一年も早ゝ江上ニ於て御母公御病死
成ホ之年ニ立ゝ又ぞゝ年も事を延ニ三四年も打立は困りし候 下ノキヘ
「秀頼母公を何とぞ相も江戸ニ下し候ニハ吉日を撰ミ母公
對面の上重臣の者とも御本丸の体見致しはへとの義にて市
正を始め一旦立ニ向ふ片桐を成敗ニ候とて打続
和りけるとなり

一秀頼ニハ大坂城を本村と仕つ後ニ内裏放ニ二人を後ニ
て織田常真ハ又ニ大蔵片桐織部を以て於後ニ被仰附
常真ハ致を振ニ申候ニ付而ハ御論ニ人の女中ニ申付候ニ有
之ニ付御後見片桐義ハ古大閣御出立の者と云ニ上武名
世よ聞えしものにもあらすと三女中の片桐よ見犯罪とて
は人形もいふへし人ハ七組の中にて頭たる有ものを撰
て組頭御片桐よ申と委細御使者にて浪人共被召抱
付の相応役付ニ仕度旨を触れ申付是ハ秀頼公にも常真ハ
手柄たとえて迷ひ甲斐なき委細合片桐ニ者をして
對談さきて打立ハ片桐此えニ向ひて申されハ是度よ付て浪説
ニ致し諸旗本の諸士ニ及ひと文取りゝとも前田地方の
浪人共を招き集めらるゝとの様も手立ハとなく古大閣の 又上ヨリココヘ

御思ひと蒙らせられ大名の者八人も十人もそれも御味方に引入軍なれど
しかけまち申すべく候されども御事ありもうすまじき候御備へと相集
一手力とれ　右将軍へ御敵對あるまじき戦なく其後ハ是以と
よらぬ事之と治部少ハあまりまじき事ハいらざるやと言葉にも
して申入れハ甲斐守も大きに御悦び候しかれども常にても
天海か来合秀秋の前にて旅人如く甲斐守を押出し相の手にて
而るを申すと一つ申合せ置きハ秀秋も其上是以て其心色を見え
て大地渡辺南人をも出牌相す関原一陣にあるべき御道ハ無き
との人之相の道に通らせと覚悟しあるか此今ま事の様なと利兵衛
中との人之おのずから小敵の企てと待たるを相も入らば見ても
後述め候ようと言ひ申すに助けおる之き次第にあるまじくなるをこそより
まさに申す秀秋も是非ともかまう事常にても其さま敵

まへ申す如く未だ村越茂助申せし只今甲斐守中よりも類付る
私存念承り有之候事子細ハ三女市正も之に遣はる前備中にも伏見上
と御座候時ハ右将軍の思召に於てさもあらん候とも定め相おはす
其以後ハ天海上人法印を市正へ申す之中の御頼　右将軍の
御ハさまとも不慮の顔をみてハ一手右様に申すまでも御うしハ
序相戦ハ武家にも申すく存知の者にもまそうと御存知を申す是に違
御律義にも逸る士は失せと存ずる様ニ存の除を難斗は
是国本家の古様の存ありさま戦をは一つ申しても出ての所元
残守にも心得まするかてまきれとも後より心持ありと存知の看
残と申し常にハ此方中なる者の由因にも段秀秋は候ハ
此之程と大形と渡辺ハ宗部を相添申しきつ常にハ小杉
合戦の刻　右将軍の序恩を御ハ忘れ是にハ関東方へ通

本村事ハ生得大臆病者なりけるに依て兄弟の高代に愛
の事なりしか是非なく是れをやくくらか後ニ君命不受家を
と云古人の詞もある候ヘ道ハ秀郷ハ中さる方不残冑祠と成
敗将しかるの家族へと取扱高国并ニ石川伊豆守ニ安堵
ハ力尽果て是非なくとて秀郷と語らひ称して市正ニ討まふ
中将殿ハ是非なき次第ハ兼而申しける所ニ高国と其大和守ニ後藤安
常ニ之を取戮深く恨みを被しける也常ニ云う中ハ冑祠を恨むる
手ニ取扱ひに於ては左かくも秀郷の己か決断を後ハ是に以後
安可ニ第一の敵対の者にて手事我等の身ニ取てハ是非に於てハ
御家ニも思ひ中々に処ふ子細ハ相覚の我等宗左と存し
し取相の大坂と者とハなりとも世の人口もいかゝなる候よ不
存知候ニ中達しの様なる安心ハ中々まふり病気と称し

閉居しられし之安大和守か中きてハ所ハ以冊子ハ伊勢守ハ出対
熟して上段座之の出仕者の前ニ而後あるへきとの義なりと言
也　城の殿家中達ニ付市正ニ其家と信長弟の役割
此石川伊豆守か常ニの兄ハ世代にと申し候へと常ニ此扱
是を取扱来雅楽助ニ是非なく思ひて冑祠方へと申候
三好市正ハ雅楽助を以後の上ニ出仕ハ加勢を仰へと存し
勝手之者とも有に付て猶々冑祠執政　将軍ニも
御取親しき少年の北条ハ市正ハ寂中取次の身ニて今
日の也城主なりと北畠殿と申ニ付勝手内意を承り富と
而て常ニ今伊豆之ハ安心の有るか内意と中達しなしのなり
能々ハ除キ候てハ是非とも申して冑祠と座敷ニ陳と
城国か雅楽座敷の内へ付るもの之と集むれ共　冑祠方ニも

上下九ヶ甲冑を帯し付て此節にて於て是れ計りの次第
より一先夜中大坂城中ハの外騒動すると聞秀頼の近
臣今木源右衛門とや申人片桐方へ乞近對談の上委細を
承りし趣を秀頼へ申達し候上ハ秀頼の様市正方へ
目覚しき次第と思召候ハ市正ハ浅ましき流しにと申様にも
有楽斎大蔵の人数を召向て有るに於ては自分方の者
集めさせ人数と召も退散被さもしも中にも大事候と有楽
斎大蔵の付手の者共も行至片桐方の人数も退散被し
きゝて城中にて有く相静りて前にも是を何附大野修理ハ秀
頼にも片桐を和睦と云ふの義と大にいふへきとそ片桐作
且の事にして其上の其儀へ又と無く追掛一ヶ後之事へを人数
免之人数を集め是非片桐をこの打果すと有ケ日市正方に

云又此方のごとく加勢人多く馳集り二度騒動に及ひ片
桐ハ大野修理へ遺恨を立我ほしき儀候其の所存よ候て
心強く威あるへきにたれ本討手として向ハれ候ハ殊よ繕おし待
受立る事もなく候とも一先加勢を出させ候ハ年寄中返し候ハ其人
数後に其人々相討果されしへされともし然と七組の頭衆中合て今度
の騒動ハ申に不及秀頼の為に出る時にあらハ大野
修理と片桐か遺恨よりする起りより候ハゝ我々共の加勢人
数をあしへ秀頼に告さんとや後修に随い事済候へハまつ
あれ共も有へく是も上大野修理片桐に遺恨押つけ一戦に及ふ究
中にて合城中に於て片桐か其の存分を尽し候へ後悔
この様子にて者難儀ならハその節ハ手段を手きゝやうくと
登りと及ふ故に七組の中より堀田図書伊東丹後両人申し

かゝる是ほとの隆勢を稱たる余所よりて人々の存亡も乍るの道
ハ何とぞ京あつかひの事を頼みにて身の程を見しらす月道せんとの
儀なれハ右之趣へ片桐の實鏡を以使とし殊に談合致し候と片
桐申候ハ我等何とぞ安やすくも安心致し候得の好様仕候とて森
譜代とも之をきゝ其の者右衛門尉すまじくの者より存
へ存自すまじ妙原を待受一戦をおもひ候ふにて討死可仕旨
不得止候との中ゟ存分申へしと致談合て一千騎とや申
候れハ速に甲斐守殿とあへ片桐の御様子に於ては存分申
存分の儀我等存候の一事を存寄る片桐存念申入の
方へ存知是非に於て和談の儀と申調へ申して存分候
き旨申越て存念立重て片桐も急へ行て對面して存念の
至自然加へ候ハ出雲守と我等方へ申遣候之片桐守

旨申候ハ我等彼御前を出て上へハ急き出雲守殿ハ米倉
主之御役の事は捨て大坂の御様子の事ども承り可申甲斐
守殿も七千石の我等に其之の所を出べき様に申すべし大坂の
様子仕さるゝと云へとて前江の事や其比に於てハ我等に任せ
おき通よしと申候所出雲守ハ甲斐守之御役をも存知自分も心能に
まかせ身ハ出て大坂の様に行向く對面の上存分に申へし
速に勝ちよ合点へと存念を俗儀すると請取自分は大坂へ乍し
双方和談と申調を頼て先之八事済候と也其後十月始る
の末頃より且元殿ハ上下三百余の人甲冑を帯し鉄炮の火
縄に火をさし玉造口を出河内路よりかの屋の渡りを越て
茨木の城へ引取候ところ其時出石川伊豆守も大坂表
を立去る織田常真いも天満の屋敷を去て京都へ上り津田常節

ら元に実否に校正有大坂中種々の雑説とも申出し此趣ニ相
さわかしく承及候之所相大形ハ子元と大坂所々つまりさく生と
取静られるよし内々旧記に文言ハ相違の由之
右之趣難波戦記と始め其外旧記の両よも相記し有之く
之元是従巷々相見ル市正大坂の城を立去ると有之くハ
大坂之乱の根元とも立退ル旨旧記とハ人合の相違有我等の
取り及さる趣とも兎角其事ニ之實否ハ實ハの段ハ不相分候

一 于此大坂ニ諸浪人等ニ分書集り候中ニ名有浪人と申は
毛利豊前守勝長 長曽我部宮内少輔盛親 土佐国主 関大助
山口左馬助 大坂籠城之山口主膳二男 仙石宗也 後藤又兵衛基次 黒田甲斐守家臣
明石掃部全登 浮田秀家家臣 小倉作左衛門行春 蒲生飛騨守家臣 等何も
秀頼の招きニ依て来り集り候と之 其内毛利長曽我部両

事ハ三人衆と申て浪人の頭分候の由
一 大野修理渡辺内蔵助なと申も役し諸浪人并まて八城中
もうちきさこれにて加州利常浪人伊達陸奥守浪
組馬守松平武蔵守なと申ハ古太閤恩顧有大名中之秀
頼公並故太閤の力紐なとおほし召候へとも大名ハ何も徳川へ味方
走人として関ヶ原の方ニて備諸浪人たらしむ詮もなく候
一 于此大坂修理とも後藤又兵衛と明石掃部両人の義と
ハ三人衆に仲よく大坂へ諸浪人のおさへも相とも被申候と存
候得共右両人義ハ元浪人の義ニ三人衆のおさへとなり
其後とも是ニ城中ニ於て浪人とも評定ハ三人衆と義論之上て
関ヶ原一戦の砌実ハ無勘対とハ存中さら両度ニ相背ハ
時の義ニ付て其役筆とれ不申とも将く一生上食之仔細ある事

隠候なるこそ将軍家へ奉公に依るへき也奥州之の佐竹伊達を
其実の御味方と號し思ふ者ハ上方の御違ひてあしかるへき事中国
れともに後へと思召候得とも外ならす思ひ立ちて討ちに城の様を
信せさる山の出先みそれと何の手分けありて右は滝川左
殺し竹木なるとおのかせを云ふもの有りしかと出ルに立
自分に於て手寄れ楠蓮華東勢と打続き且つ戦ふ一戦を和
去る人の様なれとも徳にて出勢と同席あへは中々
大坂陣の事も我殺して後藤滝川と構へ置候
至るは後藤基次は浪人集まりて出合我をなす出
丸この方並には滝川来も殺し竹木なるとも女々場
何志の仕業にや件の滝川と云ふ者を我木ちと
都へ立ち入出るを待ちて後又用地

いかにも一通の御存知ハ中々御無念にてや外人の所行に於ては將軍を
の仕業と為し付け被思召候故明らかに致しておのこと人殺しを遁れ其
場を而後申されて御存念まて仰せ付けられ集人後藤へ申付けられ其
元の後ろ立てには我に於て上ハ宮様に対し中々のあるたる明智
日向守は我か手の一方右大将の御存命の時も把
主に對し宿意合せ殊に名将ある故事の上明智掃部を併
前ちかく楽申したると扨も毛利長門我家大将を出るへき名
目を構へ其家の弟の後藤を呼び出し其夜にて之を何分にも
主へよく事聞に於ての様子を明らかに後藤か小座に行き申
様に申さすとも此方にて両度の所行と取計ひ付けて置く物思
不案内申切て因果の後を出所の事を小川表に来るへき者
なし加へ一向後ハ後藤も三人流の一列にならぬかと云者

秀頼公御内意を請て後藤又兵衛方へ申遣し候ハ此度も同前たるへし
其後ハ若人の儀と申ハ右之儀平か運ひ毛利大膳殿も因
なりとも右之者共ハ皆大名之旗本を召出し大野か元のことく
取成候ハゝ可
右之趣伺紀州へも申遣し候處中ニも米村権右衛門相談して
留守居の事なり
右之通承候ニて八事納の申分候ハゝ其後也 御所の御為
の上にも人数を上り候向きも御座候ハゝ者秀頼公の内通候
相談の上にて籠城の企よりも候ハゝ川口之者共ニ兵粮
を買集め或ハ大坂町中より米大豆等を城中へ入候其外
兵粮等之内三十万石を遣置候兵粮を買集候ニ付
是より城中を余大坂中へ入候と板倉伊賀守方へ今度

大坂より八秀頼江

籠城の御用ニ城内へ入置候ニ付而京中へ遣し大坂京の町
船ニ積下し候ものとも京ニ而板倉伊賀守へ注進ニ而浪人
参申候由

一 板倉伊賀守家来を以て申来候は浪人と相集
丹後守物ニ人数を雇ひ城中の用意其費の京ハ秀
頼の船を以て梅田浅路より注進在之

一 九月朔日駿府ニおゐて観世三千石之御能の節申遣
候所大野へ御報申付ニ而右之趣ニ付私共
其後京都へ申達し候處御使を以被仰付候 大御所様ニも
大奥へ御出被成候而大野修理の為ニ御披露申
之ハ江戸へ奥田様へ申候御用相済候以後は御座候
おもて御用状を相渡し候て御城内集人ニは尾州へ被越候

三日尾張守力と南列の忠之一せ類ハ駿府ゟ京都迄の諸城
主ハ堀尾出羽守殿上京被致之節御老中ゟ尾州伊豆守
松平下総守殿ハ東寺ゟ上下名朝の内ニ城主尾張守を相久
一松平隠岐守殿ハ孫後見之此城之大和ニおゐて之きと為弘
従きたと之 輝元ハ京上方度濱従不残ニ付松平太郎定
御老之出陣時ニ輝元ゟ孫此家の後ニの松やと 同ハ弘
中之人々立き門出陣ちゃうめすて 家ちと堂人ちちめのかニ而
上意ニ付御府中の諸人神宮原おもろうきれとなり

一
城の所ハ芝山小笠原右京亮森之助殿も市正大坂を立退
ニ付判家代新見ハ芝山之領主エせ上吉比ハ籠ちとれ之様
ちくきとめて 堀尾右衛門今村三郎左衛門日比野九郎十川久右
衛門の諸太宰家ニ下候かの者三千二百余足軽方手人数右衛門と

武田人斗中村加賀守ニきて一せ中多賀尾張守ちち富田左郎
助多人候ハ書子を壊之来ろ為礼訪とて待出先を立る
在城知と母まハ海つ難きに付尾張守ニ出つ城を建立三千
余の政勝と船を借り城ハ放渡り芝山ニ出陣に在城出陣門
中の者知と小笠原ハ之を主為二ニ森山へ立退大坂表へ出陣をと
又て急き立去て今井宗薫ち之御前ニ宗薫ハ子大坂ニ
生捕ニ送て可とゆ二月やの一の様やと存じ知て大坂ゟ入の出すし候
城の発起牧備前守富田内膳の者右押寄を以て付
多賀尾ハ家を火をかけて自害仕候富田ハ道すし去にと之
南部の花木殿の候ハ尼ヶ崎へ在城手勢を建戸ニ船をとり
城へ渡海ち様と存ち如く近の立て付て以て見を次立候也
ちらし一揆を催え耕をおえて二月花木殿の渡海の義を

扨又尼ヶ崎の城中へ是迄段々注進有之由申来るに付 松平武
蔵守殿より加勢として池田紀伊・南紀・備後・田中対馬
守ども差遣し候へ共不相叶候而建部ハ内膳を始として不相叶共やかく
やと時分に至り候へ共内に一揆共方々大野修理之者共と申合
依て大野ハ手勢若干引具して一揆共と一所に成て押寄ケ候
薄田隼人も此事を聞て一の衛門に伊丹迄罷出る所に大坂勢
急ぎ追ひかけ候て伊丹の辺へ出張に至る所に何れも押寄
惣勢へ加ふ 本多佐渡守方へも申遣して是非なく薄田の者共
引退き大坂方一揆の勢を押寄せ候処 片桐市正が者共相待
より伊丹表迄罷出候の者に於て大に相戦ひ討取申候
の人数の内にて薄田之助をも被討取 片桐大いに
後より京都伊賀守方へ一々注進申上候 板倉伊賀守方へ注進

の事也 それより段々申上候に付 大御所様御機嫌悪しく
尼ヶ崎を守る者共片桐の者共の難義を不思召して味方をも捨
殺しけると思召候が 故に数多の者共をも見殺しに致すの段
急度被仰付候様にと御申候に付 伊賀守殿より使者を以て陳
所の者共へ使者を立られ候 尼崎一手の者共を呼寄せ候由 武蔵守殿の大きに
来る事と被存候て尼ヶ崎へ罷越し 城を二千余騎にて固め申候
に付 それよりも此後ハ尼ヶ崎の固めとして加勢として
余申遣はし候と 薄田勢と大坂衆と討取城中の者共を大勢
しれども其の我等の一命をも不相叶候得共 此度急度
聞き候にて扨て 城主片桐御縁として片桐の者共
一揆の勢と取合て難儀の様を見てより 尼崎の後へ
海陸ともに 御染不仕して不相叶城地にてもさし加へ城内へ加勢

の後ニハ城中より人数を出し茨木城を取んため一揆の勢
と鉄砲ニて防き候得は敵勢を来りけれは城の防き成かたく
このうへハとおもひ茨木勢の討死有之は命をすて不仕候者
格子一つ申遣して時因而対するとも其中れハその内過言之
不て総て御はかり尼ヶ崎の義ハ大坂の隔あり共も居り加勢
ちかとし大事て申候鉄砲を遣さうおもはる様子に於て武蔵守殿
御前の事は大御所様御意の上意なとし候ては如く城中迄の
口上ハ武蔵守殿御為子として段々尼ヶ崎城中ハ其外茨木勢
の急難を見届御申遣る者申如く因而対するとも申されは其人同心
不仕してかれハ片桐の市正とおもひて之き候て城中より人数を
出すと其ては大坂勢の跡てかさしを随る城中よりの加勢をも遣し
出し申してハ不一付を何事のこと大坂方ハ別軍とも

当城へ攻かかれは於ては城中へ火をかけして防き難きと存し
眼前の後より先上茨木勢とハ申解き元片桐ハ人数を引
ゐて見知らる事も其上ハ城中ハ人数を打出すへきにあらは大坂
方の者共同志軍と仕るも難斗不合茨木勢と見敵にと
有し乙度ハ我等共不調法を存候て取置し手前に一つも当城
を大坂方へ差遣る事於ては武蔵守殿の乙度となりて天下の
御為にもよろしかるへき斗対する事も有るまし中されて御に於て今度の
はら城中の者共中んとの事此義ハこの拙との義ともかく存して申遣を
以武蔵守殿より伊賀守へも申遣於て又後扉義を伴ひ大猶
と申されと彼ハとして中務少輔より申上る由御列大猶を　御前に
ら申出る尼ヶ崎表の沙汰とて云々仕り候由　大御所様
上意ハ於て尼ヶ崎城中は者共片桐の者共も之を数し只今に

扨りとやかくと申すかと仰られても 武別當にての中村兵衛を
召寄来候ひしとよその僧を召に御定をこのみ立させ給ひ知る
大将の御親きに御つてこいより道に仰られて 武蔵の者いさよ
御姫様の御後に出す者が如と申ても京国たる者寄安人の為
又は立をワカ申したる兄弟の御中にも御前様 御孫と申
に於ては候ふに共事情に候ふ兄弟の御事又は御情も共に
庄使をよ生存れと申上候は別に伝者は一生手後 西の方に
共使を於ては兄の得表に候て有るに紙結て 関所城に見
の中なる兄の事さりと申す角後たに外より於ては今其に不仕様と
望国にお申することにあるこの中村 於ても能く申されて人々の上そと有
大将の数有りける涙を流し 御前を背き申し候て於て清
側元へ一生涯では此の大将の人と如くと存じ候と申す付 参上も

不存ことを申上之へはあの大将にてはさま 三浦の馬の口取
中にさえ御ろしの七又も一戦に御親情の兄の紀伊守文
子たちを討死殺しけると聞て一所に於て是非討死にの様そ
有ると聞玉ひけるは大将を親子三人たちを死罪に於て池田の
家をと候の汝の兵部 汝て不便と申しけるの兄と 味方に遂
引出して申し出るを有 輝政不興にしてあの道にある口をさしもなく
かとこそ 頼の事と胸にすえ口にこれを踏れ有 程なく騒しく
とまでになると見馬の口をとらせさせして 連のさき路すがらを於て家に
参りて池田家にて於て殺されける 今程は件の大将と其家の
らを新行をもなくとも気を改め心を申有る所に不存とありけり
微賤の時からの存をかへてりとみな末の有をもって 上意
に於てとありけり

一十一月十日大御所様御進発ニ付尾張宰相殿義者
守ハ先鋒被仰付置候処先達而芸州広嶋府
より当役ニ而右同月廿日御出陣之御城下ニ而御着之
当所軍勢ハ十月十五日江戸表御着陣之上御出馬之
一竹之丞様御国勢被差出松平下総守殿先鋒
奥平大膳大夫殿御陣替ニ而酒井河内守殿福岡之丞殿御出陣
黒田甲斐守殿同断ニ而候得共十一月十日御出陣之御儀
江戸御入ニ相成候
一十日辰の刻　大御所様ニハ二条御城より御発駕ニ而
中仙道を小見ゟ土井ニ而甲冑ニ而被為召御供中ニ而
御旗本衆六百人程之御鉄砲ニ而半分被仰付候
用ひ候国隠被成候ハ地黄八幡の指物ニ而御供申上候也

江戸より小笠原壱岐守事ハ老中ニ而御役御免勤免之
二而中ニ而候得共今日本陣ニ而先手陣家之者共ニ而参候ニ付
御備の面々も皆々体裁能相見へ大手先より御城ニ付
御供中悉く松平讃岐守御供之外ハ御役より退き御在城御供
ニ相成候よりニ而ハ中将様ニハ御前ニ付延命寺御本陣
入ニ相成候而御備中ニ而
一播州姫路ニ而御先手御備之人数被召連候由ニ而
御先手出張ニ而行軍能相成候由京都之
中分位ニ而七百人程出張之由ニ而候也
一中国の軍勢ハ大坂表之御陣之松平安芸守殿御先手ニ而
川を渡り戸川肥後守殿并出雲国志摩守殿随ひ
御先手被ひ行安芸守様御付中ニ而行列甚整

居の外ニ大御所様か松平左衛門督方へ御内意之御書出シ候
候而左衛門督以使者今度大坂表之儀ハ御内意之儀ニ付候而も何分
於御城中御取合ニ候得ハ中々合戦ニ及ひ候ハヽ此度致出陣候
之ハとて何の御用ニも立不申候ニ付早々罷出候処ハ殊ニ外の御内意
の上は最早手をもれ左衛門督の事ハ殊ニ候得とも今度引取候共無
是非其節ハ御従ニ出陣致しくれと之

一 松平武蔵守利隆も是ハ同しく天満の外ニ左衛門督の勢を引
先ニ立て大事の役立候中将の勢ハ先を揃へ勢を見合申候
然ル処大坂勢織田有楽・雲斎等を初め其外大坂七組の面々
順道之弐千人計中将の後方へ押入候と申付て利隆ニハ川を
渡し一戦ニ及ハんと申し候処ニ積りなか此度使城和泉守を
て居候処利隆ハ夫より川を渡らんとして其の間合を計

揃て晩方ニ至り候へハ城兵共引取候ニ付利隆の勢ハ
手をもなく引取候左衛門督ハ又勢をまとめて中将の下知を
待って勢を出し城兵十人斗を討取候ニ付右衛門督後
勢も利隆勢も播磨川を越て中将ニ加る武蔵守ハ馬
を出し人数ハ天満之方の外へ城兵共小勢ニて此所を固め
とりかかる天満を自焼して城中へ引取候ニ付天満之分ハ今日ハ
松平左衛門督ハ御旗本之役者と申上播磨中将と共ニ
並して討死仕る事ニ候 大御所様御機嫌不斜候由
候となり

落穂集　巻十四

一 将軍様ニハ十番備之内ニ而茂被為在候哉 牧野ニ被仰付候
よし

一 十番目附 大御所様ニハ本多良ニ而立被成候共上様ニハ
是より以後の儀ハ甲冑ニ而常ニ被遊候やと被申候ニ付上意
ニ被為成候ハ先年関ヶ原御一戦の節江戸日用人足并御用達合長
具足之者とて召連られ候と村瀬茂兵衛と申町人の者として
具足之者共御用不足の際中ニ而御用とて其上ニ而一万両ニ而三百余具
足揃の節此様ニ具足之者共御用被成候何れ具足ニて
兵具と被申候ニ付今度の具足の儀中ニ而今度被仰付候
吟味被仰付候ハ是より急用 被為成可被遊候の様ニ

ニ成候身骨も痛ミ候而白ぬき拵へ候処之 此節ゟ大坂之方
法寺と申ニ甲冑を着し候て八万余ハ一両日相待被成候 上意
ニ被成候之 平根清隆寺之法師ハ将軍様ゟハ平岡御供ニ被
成候之
一十七日 大御所様ニハ住吉之御移り 将軍様ハ平岡より平野迄
御陣を御移し被成候となり
大御所様清隆寺に御立寄 将軍様ハ甲冑を着し
御申ニ為ら住吉へ御参詣 今福林道迄と岩ハ甲冑を着
し御出之 同ニ被遊し候其ハ我等の幕下ニ三人の法師ハ武者
有之との上意ニて御出陣ハ被成候 此日住吉之御陣ニ被
成候 将軍様ハ又ハ御対談ニ被 尾張殿駿河中将殿御
出陣のよし

一十九日己の下刻 大御所様茶臼山え御成 此山ハ元来
荒陵の地天王寺の西の方ニ押し中ル 昔信長ハ茶臼山と仰へ不残し
勝山と御改め被成候由 此時 将軍様迄ことの外越前 尾張殿駿河
殿と始め御譜代大名衆御供の地にて御備ニ候由
大御所様の御先ハ尾張宰相殿 御右ハ駿河中将殿 陣図
是迄ハと申付候之 御軍勢ハ永井右近 将軍様御先ハ
二手ニ分れ 紀州様御先ハ阿波様御中 紀州御後ニハ水戸様 上山
伊達殿ニ陣 右ハ加賀御軍勢 安藤対馬守となり 右の御出張
を御目筆ニ被 将軍様へ御渡し被成候之 御先ニハ 高
の羽のこし 御左の御羽織を被成御召御陣ニ付 備へ之
御出ニ被成との事 城中の様子を見附候 并出ハ静かに御見
分ニ被 住吉之御陣へ被成候之

一御船奉行向井将監九鬼大和守千賀与八郎小浜民部等
中合を新家村の敵と追合合戦利を得て此国諸将新家村
三ヶ所に陣を居て大和守は大廻海路を見廻し船にて外にて[illegible]
数十艘出し遮り十九る此時九鬼の家人ども大安宅へ乗移り
仕候て　小浜千賀か手の者共先へ[illegible]して然て舟
楯の見ゆるより鉄炮を打かける九鬼か者共は大安宅の上に[illegible]
船のきはとれ敵船を打[illegible]て鉄炮を打とれ寒[illegible]敵船の[illegible]
来り数艘仕寄り九鬼の家人共の西[illegible]を敵船へ移[illegible]
向井将監は小船にて来り敵の[illegible]向井将監一番[illegible]
と[illegible]九鬼か老[illegible]共[illegible]
船[illegible]
[illegible]九鬼は[illegible]

一[illegible]一番と[illegible]九鬼か者共[illegible]同く
[illegible]数艘[illegible]将監か者の[illegible]外者共
[illegible]小浜千賀[illegible]
[illegible]九鬼も来る[illegible]九鬼[illegible]の家来として
[illegible]船へ将監も同く[illegible]一番と[illegible]
[illegible]家来中との出入[illegible]将監[illegible]我と見
[illegible]将監と[illegible]船の[illegible]将監之[illegible]
大和守[illegible]て船の一艘や二艘の[illegible]の様
[illegible]事[illegible]

一[illegible]大廻[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

然るに依て十二月中旬有楽斎方より村田吉蔵大野方より米村
権右衛門両人城中より来て十二月上旬対面して御和睦の
儀申上候処上意に依て秀忠公より本多佐渡守殿へ城中
返書其日中に其外各中から被遣之と取替せあへて相済し
也是に於て大坂城中之人々よろこひ元とそ一人も残らす茶臼山へ
各の存念をと数多の者共御和睦をそ
有候も時節にかなひ実にありけれ共内意ありて御留あつて
二の丸と云て破却城中の方よりも来りて見届る也
二之丸外曲輪の矢倉をも悉く掘りて上意外曲輪
の儀は本丸の外二三の曲輪をも破却のよしにて
相済しけれは御和睦の儀相延たるよし
一 茶臼山大御所様茶臼山之御陣を被成御帰京大名衆御陣の

候将軍様よりも遅て黒粕毛の御馬にめされて御帰陣
御入城城の方へ向ひ噺させ給ひ諸侯へ向て噺つるハいまよ成る之
とて上意ありて其時本多佐渡守此度和睦之儀ハ御機嫌
よく此度一度ならす二度まで和睦に候大和路にて我等
羨き時ハ上意とて御意を承る時上方押之
者のまゝにて今ハ中さへ城方へ上意和睦
御縁有る事と存候なり
一 大坂方の志今後ある惣構之堀埋候と申候由
也と云て中々其構御破却なされ候て
上様にて上様其節ハ佐久間河内小栗又市佐竹ハ安藤治
右衛門代城中と御検使被遣候とて
一 其節佐竹義宣此丸掘普請口内堀埋候衆

今福堤の柵を破り押入んとす矢野和泉飯田左馬亭平防
の丈珠院粉川福富杉原服部孫市なとこれを鉄炮をくれ
防しか共不叶矢野和泉飯田左馬討死す付紀被打今福
口ハ破れ城中へ乱入へく見えし故佐竹勢片原町へ押入んとする所
まて城中騒動佐々不付て木村長門ハ銀の瓢箪の馬印
立て組の面々を率して今福表へ駆向ふ秀頼公ハ菱
矢倉の上より見給ひ則ち後藤又兵衛を召て木村ハ
若輩なるへし手前加勢致し候へと宣ふ依て後藤ハ矢倉
を下り寄手の勢人数を見て組中へ申通しけるハ今福表へ
乗出て我々此度足軽とも指揮するへきと下知して
其組の者を率て能守備の上に足軽を以て今福に
能行而て木村ハ柵一重を隔て相手佐竹勢と

向ひ鉄炮を打合せ居たる所へ後藤能来り木村ニ向ひ手負の
人数ハ先へ引かせ軍ハ戦ひつかれたる我等入替り申さん秀頼公
此度の御出もそれゆへ候と申けれハ木村聞て先元の御ハ多年の
老功之手柄ハ御今日初ての軍の首尾ニ候得ハ仰のことく是非
戦の功をみせ申さん今敵を追崩す中自らその
あしからす我ハ後藤殿へ申され中々承引なく能鉄炮をうち合自身
鉄炮を打て組中をいさめ右ニ分て実にさらハ佐竹勢を
追立んと後藤ハ後藤の手の者も打込て佐竹勢
佐竹方渋江内膳首をの羽織をきたるを突てに味方を
下知しけるか鉄砲にあたり倒るる木村後藤の手の者是を
我もくと内膳を討んと寄る佐竹勢木村の組下井上
九左衛門といふもの得物の鉄炮を持来りしと申けるを撃とらせ

あの鳥毛の羽織を着てけるを上の敵を討とらんとする所に最上家の
八挺炮を構へ待かけて打出し渋江内膳
胸板を打貫かれ依て馬より落て討死す是に依て渋江
家来も鉄炮に当りたる者討死其外浅手の者
いまた夥しく是にて今度の出羽の戦と
後藤に入して討死す北中と云は依之佐竹義宣
江戸出勢の秋田勢に江戸従人の人数計にして討出
に付其外の勢にも先を上渋江に付き討死致し今日の合戦あ
やうく見えて大名川口ひよ椛原手に付る此三百計出
張其上元戦の下知する小戦といふ人多く差て出
江戸中付差遣し今日の合戦今福表に於て合戦に及ひ敵討しける
者の佐竹方利を失ひ椛原氏之手の者共こに人数

三百計北中か所斗三條の志角と悪渡辺八郎右衛門
向井平左衛門佐世吾兵衛久保田村上九郎左衛門
に手の者付おゐて西に戦ひて川口と組合
後藤も今日此軍に見え候て人数を討合佐竹勢
押寄せ一戦に及ひ大将と乱戦の軍に戦ひ
討ち取れとかゝり椛原氏之手の勢を伊藤と家来我先
手に付て押かけ佐竹勢半利不具共に小勢
法八年しる今度のうち付て組合し十日の晩方佐竹義宣
より後来之今日一戦の御味方頭取て及ひ組合中加
勢に依て利運に侍共大名之依る所の侍の
彼是毎のに取組合となりける

一　同日晩景北中の上杉中納言景勝より差遣したる未明の押寄を

柵を破り攻入候處大坂より出張の兵竹田永翁并木村主計
若狭守百人以下物頭等戦ひしかれ共付して柵の内へ引退
敗走する所を上杉天満へ引退して居合せける七組の内青
木民部を初め伊東丹後守堀田図書野々村伊予守
へ引取候処城中より二度まで云ふ是は渡辺内蔵助木村長門守竹田
永翁大野修理引出し是非上杉勢と一戦に及び竹田永翁
同大坂方の者共引退きける村上左近木村長門守と上杉方勝利を
得城兵戦ひ敗れ申とも渡辺内蔵助敗兵を引まとめ
三ヶ所合戦なし此方申之合戦の次第ハ難波戦記等の
書にも委しき故略之此合戦にて能き兵共の合戦の次第
ハ秀頼公にも兼て御聞及の所より渡辺内蔵助の義
ハ後藤又兵衛秀頼公へ申上けるハ木村ハ孫兵衛殿

渡辺ハ八日城の落城の節にも在城にて秀頼公にも御供有之かまり
候中城中諸人の者共にも木村は伊達とも感心被申渡辺と惑
申解くとぞなり

一 大坂冬御陣の節松平陸奥守方へ今日出合にて責はやる風
聞え候ゆへ大坂方にて大野修理船場通放火の仕形と相
の内小山国志人々申合されとも出合候ゆへ放火所へ参候
て持の者共に申付放火の者陣営へ罷出候所御旗本に
申上候ゆへ上総殿殿候者之にて御尋の所上方出陣
し松山国蔵之て上にて所々打破り手に合候
まて上杉之て陣揚清之ともに手合候て山岡主計の
の年齢十七才にて申上げて小幡勘兵衛申付河内山
本新兵衛ハ三人にて小幡景憲ハ山形ハ今度改の者共

の中に臆病者にて後生の陣所へ出仕を行ても竹束此
外へ出る事もならざるといふて目利鼻利後家の者といはれ段
またとなきは此段のなき者にて面目なき事也と云伝へ聞く
ぬるにして能く守る山本八日は小栗と入魂也 申さしかるを
元来あまり日頃強きものにて人のしかりを申せたり命
をおしき臆病を偏く成るものやと普く家中にて見文字後
此事おの事をと申ては君を臆病者の様をと申候之能病の
者出たるものにて吹とかるべき候ゆるをと云ふ者に如く申せる
御おやまなり佐渡守同上杉殿西尾丹後守三人を生したるの
上杉殿家をして此段出候ゆるといふ殿の御ためと申
ずして上杉殿笑ひなり他の国にわたる城古見
の国に於て武家の沙汰をさせらるゝ段に有若年の国に

ともに手おゝをかうむり申さぬ者と此人の伝有是は御尤に存
のさんまいなりし段也と申也一度御若年の御時にて御下
上杉景勝公は元来時節老人は別る者に存出候信濃
の中にも年若き面々をも老人つる御撰ひ被成役に立て強
者か又は左様にもなんなるは不出を称して左様の
面々へは以見不申様に仰渡されたるなり

一 大御所様御他界の後順巡に相成景勝陣場に御座候て
引直江山城守会津城へ向て忠節をかけ景勝は
御国見人に申上杉殿は家中
の外皆を打
此
打大将頼之の城へ忠節

とても八古實たるかみさへ上杉家陣とおなしく上下三人の也
なり
一中井大和守ハ名目来り清山入道陣と梅の木の
右船場辺の町屋をも取払陣営とせし八町斗候
候由
一城の南の松を初め大坂近辺の百姓共ハ出入ける事業
入の者とも多く在所に残り来る事ニ致り諸国の軍勢共の数々
事なく事とく逃去出に至り候付右の者を絹に代物を遣
とも天満の町筈にも浮表陣営とハ成と見えける
扱城中にて法度出之入れハ上下とさふある也退屈候と也
一極月二日城方後藤又兵衛打出て京橋より押出し橋まて
ても所々橋おとし町橋まて焼払候と後又兵衛

也成る細工これ出橋斗ハ不焼と答々又是ハ大野主馬へ
我等此持の所々ニ在所の者々関より及ひ御下知之後藤申て
此橋をも我等一存にて焼さらに後ハ其上にての仰を
下知ニ我等了承さと申けれとも是ハ両人こ三柴場にて城々下知 仲
間者つけ候後藤と申ひ橋の後ハ掛て又兵衛を焼を
二の手ニて是ハ此之伝ら承せよと申合せ又兵衛事殊
外之主馬ハ手付候方是非一夜討とそ人夫事合橋をかけ
ともひ合也之
一近日為御所様 但よりの陣営より押寄 移る二日為打寄
候先手此度城近く陣をとり移りて伊勢に御味方軍勢
引候みえ為せく浅野右衛門督 御人数にも 此度寄手
冬近のてら中 船入る有 諸軍先を押寄移る 陣営候と也

井伊掃部頭ハ丁子の義ハ陣ゝ仕寄や竹束や城中へ向て無鉄炮
を放しかけ罵て上り候て城中ハ不残中当り候軍たちを
めき騒き候よし　將軍様よりも御目付を遣され候之の
陣代として佐和山の留守を預り人数めしつれ来て此振
出すへし　大御所様ハ機嫌の能かりしよし右佐渡
彼者にて手織掃部頭なとら候て以之外御感之旨然る隊長
の不調法成の義さんと申上旨家老共の内ゟ其人もて家を立
仕り候事御尋之候ニ又此合旨佐渡守所存の不審陣
を申せて御沙汰又ハ上申出し此様やと言上仕候
手書之何の為の御旨を見て今般陣営の刻掃部頭の子
より無鉄炮をかけ罵を上り候は候之ても掃部頭ハ
兵粮の事を見て陣ゝの刻城中へ無鉄炮をかけ一通有る

一
事　将軍之感状の御沙汰候て申城を付候上意有之
ハ佐渡守先年と申候ハ大坂ゟ落候て御親之ゟ上候とも
不当此候ハ申上候ハ奇妙なる候と御座候　将軍様ニも
掃部頭ゟ指上と様の御感の御沙汰之候て申上候之
真田丸なハ南の方ニあたり伯母瀬の笹山と申小山をへて出来
城中ゟ打て出鉄炮をはなし加賀筑前守利常の
家老を本多安房守と申者此山をも打捨し極月四日の暁天ニ及
本多軍兵ともに伯母瀬山をも乗取をかけ被しけるに
たる人ハ一人も無之候ニ付てひの陣を引払ふ山際を見て
田畑ニも極めハ不意ニ本多ハ鉄砲を打てかけ候とて備を整
数ゟ伯母瀬山をも此方ゟ真田丸へ押寄るとて安房守義
を山際ニ打つけしと攻寄候ハ中ゝ敵の内の候はれハ暁を

晴し行先の目当もなく吉田の丸の堀きハ入押寄と云て儀の
する迄ハ楯竹とくるりの用意もなく堀をうつふひそかに旅
宿り所ニ陣新たなるひろる銀ぎ佐和山の城より馳来竹村
我とくと飛来り出丸の堀へうつふハ常よ見人数透間もなく
並居たる所を東より押よせ出丸の屏橋のちかきの
隣とく鉄炮を打かけ大石をとん常よ丸中ニ手負死人数を出し
其御所様御機嫌悪しく御使者を以て返てくさ子ニ打上よ申旨
ニ来觸ニ元ニ先ニ先達而打答候を相あひ将所ニ下よ自安藤
帯刀直次を初め長臣ニ銀打ニて大名様とニ仕付を相生
次ハ旗の本郡中よりて人々書高房よりて吉田分打上ニ町ニ下町ニ数
ニ自加之の百分打加之平後各打候之ニ先後加別利常を始
鍋島信濃守忠直伊達政宗ら言ニ何れの仕業ニて一事ニハ攻よせたる

花よの御所陳るとも去て以ての外に一向ニ家中若者共の利し
働ニて候とよの中開さまて事済ると之ニ先ニ井伊直孝の
家老木俣右京一事ニ押寄り討入り手痛くして家の外れ
将軍様の上覧ニ達し掃部か家ニて只手柄を立候ちかつの内会
さる候之向後外様大名の仕置のためにもあるべき急度申付
ル様と掃部ニ仰にあつて仕付かたき思召けれ　大御所様仰ニ
其丁安藤直次それ申て戦場のならひ身命をおしまずしてこそ
後人を惜しみ入つるを残さるハ誠ニ其段ゆるすまで時様よ致て
おもれぬと能く　将軍之中止ゝむの上意ニ自右京義も不届至
之ニ自手痛からずして木俣十兵衛掃ア以入近らや以ニ自
同家老川手主水良もを呼付入仰ニおかの御下知をおもるゝ
不当者我ゝ入ハ考あても云ニ軍法をすへ右京之御会はとなる

又はそれまでに一分相立候節、我等此一手を以て当面の丸へ押寄せ討死
不致しては不叶と存て一手の者共を及ひは我等此者共を及ふべき
まじきとさらさる内を呼、我等此陣の道の場与形の内へ打ちかけ候に於ては
手を何方へ成共、本丸へ出る者をも越え候て、致旨申渡、又は自身事抔
にとるより相立候者に依て於て、それより能々の討死、右之内の也
此段仕合之右出丸責の刻、諸手へ於て稽古の儀を致させし
面々多き事に候、松平出羽守重政は、此の年の刻の
事有之候、小笠原勘左衛門酒之丞の指物を借之旗
し候ともか、井右衛門に鉄炮をいとふして立候てのくう
うつくしう相成る事とは、手柄かやうの参事の程は申候也
一 松平肥前守利常仕寄場見分として井上外記を為添
右之者共へ我組の外面々玉造より只今迄にて城へ十人ばかり出して

は、と外記鉄炮にて敵壱人手きハよく打倒し候へハ自身鉄
砲を手ニ請なと申て仕寄参事にて致させ候を被為見、外記に向ひ
其後鉄炮の達人ニハ不似合の子細ハ、御身の仕寄道の仕寄付け
みくるしく候、只今敵壱人打と申とも、是に付て敵所の者共へ得申
かくの如く相見え候之、大御所様御順見被成候所、城
並小兄七千郎（後長左衛門）を御見小性にて御供仕、城門ニ井上外記鉄
炮の玉振袖ニ当る、七千郎少しも不驚、其袖を御覧ニ入、井伊鉄炮
の玉筈にて候と申上ると、又候を公方へ不存と、外記へ安藤治右衛門を寄り
井伊掃部頭の仕寄場へは、井伊鉄炮も参り候の当り候へは
はるかに見分候て程を申、右之自分とて候、御当りよしとも、不鉄
仕寄には其の鉄炮も不参となり
一 大御所様茶臼山より城、城まて分城の堀きは迄へ四町とよ之道

れと城中にハ此方より見えぬやうに矢玉を用ひ候ハ際の内と存候て
鉄炮をこきひしく打出し候も何茂仕寄の間まかり候分なと
申候とて其内の人々も仕寄申ものも所々押よせ横田甚右衛門
手をも出天満片原に加賀筑前鉄炮のきひしく来り候へとも此所
前取のくそこ退き候へとて仕寄の内永場表へと城
中より大鉄炮を打出し申候自味方者の外ハ悪敷候ニ付候と
見せと仰候ニ付ても候にも先鋒を見付候ハ相詰候へ
様に仕寄せを申候のごとくまして射場へ御鉄ニ付幟旗
仰付る陣屋へと有之候よし

一 大御所様御下知にて其方の二おいて本多佐渡守申候へハ将軍様へ御切城
攻の御順逆として申上候ニ付　将軍様も御順逆として申上候
この様な事やと御ひきはらひ候ても御出馬被遊候へハ御様の事

ハ若年時分か敵と相対し陣中にて相働き候事ハ覚へ無之候間
大形の仕置成かたく候と上意にて仕寄る様可被遣由上山へ被仰
聞候上に付て後ハ将軍様も被為入候御延之として御出馬
候様にと有之候

一 大御所様御下知にて仕寄共並に本陣常高院より大筒百挺
を揃て城中へ打入候へ共外其遠く御当家之陣場より寄せ其と日掛
して大筒を放し候所二ノ丸淀殿の居殿の内へ玉中るよし
女中多集り能紫床との所にて大筒の玉打抜候へハ人死
を打候て申候由悪女中さわきを候て淀殿の様子を
ひくきけに自害仕淀殿の口も程なくきれて扨和談を被仰出
に付て秀頼公の心もかわり候ニ付ての御下知によって
あるへきとの儀ニ付有楽殿并に淀殿中より之人ハ秀頼公合点

云々と外ニ出て天満辺迄の出張の其外大阪与頭ニ被仰付此より
木村長門守並後藤又兵衛ハ明石掃部の一戦ニ後秀頼公
おとし被し後し後悔年人御ヒてる候ら関の出曲輪へとられ
此後日比の先手自陣の様にも淀殿と城中諸人の名ハ清左
私一生の気にも前代之人ハよそて存生在るの木村長門守事ハ後藤か
浪人こし今福表の働の浮世を名乗候ら申ニおいて
信して出張の儀なり是ハ木村るへきと申て了この指と了て其楽
後藤ハ長門と宗政之相手に和談の上候はは江戸表え出し可申
この御事申上候処木村先以て面々へ今日の合戦に御本の
趣の事は又左衛和ま片桐市正も御申被と此公は只今ふ
是の大坂の儀とも申へ候はこの長門守へ申届候故不及加勢に者
二百五十余人ニて御申上に被仰て面々出陣の浮世にも武功の御座候や

畢竟秀頼公御運の末とそ申けるの外ハ云々と申候事也
もあられ果ては後悔致ましき旨申秀頼公ハ清
正殿之孫にて和談の儀お請なされ候て
有之候難波戦記ニ木村長門守は牧尾是悦手勢
後より申事ハの趣と申面々の

一 城方大野主馬修理は道明寺筋を持堅め候関東勢船場
と云ふ織田有楽斎ハ何事なく後迄も居らる由とくに下町
筋を打捨上町計を持堅め是この趣との評儀にて秀頼公
より右の趣とも命によつて下町を持扱ひ候面々各家
るを見て人数打ち出し候事一人もこれなく持数しあしれ候
とも不打捨ひ不申候 後日ニ馬場修理何事も手柄是にて申
城中へ何事かの候ニ付面々のあると云ふ今城中大野のあたり今福より

其比長塙とかや火を放し焼立候処折節風はけしく
なり塙風下なれは大きに燒付て焦陣中も火の粉懸り武具
馬具ともに取あへす上町へ引返けれは塙団右衛門手の者八武者
奥の方へ引と云共急く取籠本町橋へ押寄城内へ引取けれは
の陣屋燒失せり団右衛門かへすかへすも今中なれは其出生又は浪人衆の
団右衛門ハ三河の国の住人今度の合戦に裁判しけれは哀の
取り物申すなれは燒失たる塙を見て申方の不思議にて見ゆる
跡を見たる処へ大将の御合口寄けれとも之へ申
後に引し只今まて居る敵の軍陣に出会ふ陣構ひしを
不残同じ自滅と伝へ振舞けるとて候を見てける事を
云々候さて関東方は笑種とありける以ての外団右衛門手
下の者を捨ては其の一命も危く候者は云々一生涯の恥辱也

打忘して申と返答致しけるか後に蜂須賀阿波守の陣へ大野道犬
か方へ尋るに陣の小屋に火を付け此者の挨拶をも聞ずして
談合しけるとも申之ひ詰め候処伝の由城中にても之を聞きて内談
有馬に於て今般を存るより事起り団右衛門は蜂須賀が名を之
承り之に蜂須賀が之夜討の仕その企の事を知る也
後見と存し伝え之を以て近付の如く振舞上田主水か申と和
談の取扱大将頼み候にて只明るまて和談の事相極め申
八郎兵衛の儀にて極月十六日の夜に蜂須賀衆へ夜討を
有馬方へ寄て手負人も数多之と一段の趣との儀にて
夜討は浪人衆手柄として林伊兵衛と申同心に申付けの由
其後又有馬方へ承候とて勇敢ありて命とて夜討の隊
長は塙団右衛門夜討に出る人数の儀は浪甲八十人

組之年齢十六才より五十歳迄之者を撰ひ、の中より召連
下附之面々申合せ義を以て附のもの共其家来一人つゝ召連
夜之の後に白刃を以廻りとて御手利に来田将監并上京又八を
囲立て来り夜討の人数に加り夜合其外白刃文八義は稲葉
の後には只斬ひこの後実は外人には理の在る事を申のこと
之の後に囲を立申候日の内に囲を立小座を相ひ居て
其人数に而外立之前田後は人数持の義ありと存
召義に本陣を出立討にて中町小の角池田と申
陣場船に陣取り右に人々夜討をかけ申刻池田方
より様の人々も有る事来田将監了其の義に押へとして
出張あれ候事有之も申出候有也を有様にお而
一手は夜討九人数出揃ゐる後に付て其段を申付ふへし

一先付ては五つ門の扉を打こわし囲を立つと織田殿の石突
を以ひらき入込つ出入にて候堀際陣場を押当に別を
篝火と焼き居られ何れも眠り居たる所陣中沖田の所に
押寄られ之の外に陣取勤仕候て稲田将監同九つ家来又
子を神免にて討取其外二三合せ及ひ中村右衛門義は白さ
小袖を上着にして中程を打付一人死出とする組の土木
村在たる者迄を残り小知稲田将監召付右衛門へ突
倒して見る中田組将監源吾畑角左衛門図書てその所を
かけ付将監の門退之囲を立組下其外又右衛門
家来の首をあけ立取之打きて松永源へ渡し中村右衛
將監も知之候其の首をおくり其れて九つ家来十五歳
召て一先にて抱え居り候見て存るつを実検組首を取

右近か死骸を下知して引とらせ其上にて関東へ申送る討
取ル首廿二級とかや今宵夜討の大将塙団右衛門と書付たる
〆札を数多戦場に蒔置き候て猛勢を驚かす働の段
扨浅野家へ聞へ候とかや
稲田修理老父子宿陣の構端にて蜂須賀九郎兵衛初陣の儀とんえ
るゝ故陣所の者とも夜討の段阿波守殿大坂表へ出城
陣中九郎兵衛と一所に寝候しも仕形中に於て十二日夜
紀伊守九郎兵衛を呼おこし修理亮へ使をもつて今宵城中か
夜討をうけ中にてあるへし外陣へハ浅清とて者ともの人数
斗也度候へと囲へ候とかもし自身九郎兵衛に良之とぞ心を
るとて仕度修理亮も勢を率し至りけるに夜も明けはなれ月将を
夜討をこのうちと宮仕中将へ候へし女の恥なとてもうかゝや

とほにて移らす城を出迄来りし首修理亮九郎兵衛
岩の段ハ不届中蜂須賀阿波守へ追々奉え字る候
者共の者共常と知れハ変と知ると武者をよく合点仕
候とかや
一　生後大阿弥様より修理向後常にはかい大筒小筒を加
へきりと無鉄炮をうつへくありとかや何刻の宅脇へ関の論
あるへしとの所存自然前より七つ過二致しを自城中
の諸人へおしなへて固く留守仕ふとかや
一　十八日夜九つ上刻より信貴阿方広間にて左様某様子陳
所へ承職者様々老母常に候城中か呼出し附ひ
の内院中合各々人ハ茶臼山之陣へ来る陣ハ城内へ陣中
候とかや

一十九日昼後於若狭守陣所常高院と上野殿阿茶局對談
致し、関東方の御人数を以惣構を御取払ひ、城内の
人数にて二三の丸北丸塀柵を取払ハゝ、此上ハ秀頼公御本丸御玉
馬の前を御立有之候て、御誓詞相調へ御取替し、大形相
済候也

一廿日九ツ時分上野殿方より有楽・修理方へ申遣候ハ、上意被成候一旦
御和睦之上ハ御親子之御契約有之上ハ、御手様の御ためを存
御伺之処、御内証ハ御和睦大形相済候所、先年只今迄之御
御治定なれハ何の御異議の御ためにもなる御和睦の段とて承諾
かく有之候所、御本意ニ存候て御申合承之、此段承届
御治定之所御内証御和睦事済候て、於て御本家の御為
上ゟ立申候事故、御座候之由大手小路申候

村田吉左衛門・木村長門守へも申入候ハ、上野殿方へ御内意之
趣御返事候て、申さる人質の儀ハ右大臣様御親子
筋目故、御疑ひも無之候へハ、猶又二の丸城内の堀御互ニ御立被遣候へハ、常高院
の使として、二位局・饗庭局二人を使として
時披露、三丸迄御破却給候事納得被成候の儀にて候
有楽・修理両人方ゟ御和睦の儀相調、共に相済候と
申し申合せ、織田有楽・大野修理と上野殿方へ相定
人質ニ有楽子息・大野修理子息を判元として
て披露相済之候

一廿二日御和睦相済候ニ付、御誓紙の御名書し、大御所様の御手
血判見として木村長門守・郡主馬茶臼山へ参り、誓紙の面へ
御判をも被下候、長門守・主馬血判見仕、秀頼の義ハ何の故障もなくて也

御座有之数ニ而世上の取沙汰ハ女将の事ニ而ハ今日ニ迄無判とあきやう
ニ而相成不申候得共上ハ我等ハ年来御目付無構も承りそうと
是ニ上意之女中元の方へ申上候ニ而出来之ハ升付と被仰付候と其上
ニ而御相判形のちよと申置と申置と申事ニ候得共御上在
御目付之ハ其方へ為頂戴仕上様方之向ニ相成御和様
右御取締役御式目ニ而候て其上目出度恐れ多く候由申上候
御家之事之ニ候ニ付御前御伺之の處ニ御中ニ而其の節先方
有之候之の振廻近江守殿外其の様ニ而相成と申候ても甚不届至極
上様御前ニ而有之候ハ其方ハ甚だ年之を承知ニ而御沙汰出来御仕置
思召ニ候 其故御取扱之上意之ハ御身分の事かハ御存知
其の方の不届年来有る御取扱ひのふニ付て上意ニ而御座候
甚心得違ハ不通り御沙汰ニ申付之上様御取締ニ而後ニ而相済

佐渡守千購者ニ取扱候ニ付

一 廿二日安芸守方御殿集人而取扱候道ニ而有之候右大坂口の
方ニ佐渡守と相成様御座候之の御書付被仰付松平下総守
様御老中佐渡守河内御門主 山城守内山本彦兵衛
左ニ而候と申上候之大坂御門の御座新人取次の者ヲ以て
右御制禁之儀佐渡同廿二日より惣軍の人数之惣揃の事
と埋ニてそると之

一 廿四日織田有楽大殿様御用ニ御目見之事上意披三
有之ハ意次第ニ而佐渡守殿并ニ和泉守様御楽殿
御見之儀目見之佐渡守殿へ別して申上候之御作事を御下
其織田有楽御目見之ニ被仰候沙汰の御相之て御目見之向ひ
御和談の儀相調候御代官衆並老後ニ安楽ニ可成候之の

中将我等弐人の極と悦ひ申候之とありて孫をもそれ〳〵に紙をたまはる
被下候は清涼殿の様を御覧有へき御旨白山御供之衆上
御和年頃之御悦ひ申上候と云々 大御所様は嵯峨釈迦堂
詣させ給ふ右軍記に御覧候ひて花園中納言来る御目見へ給ひ付
稲田宗仁林道感安人は黄金百両下され稲田仁右衛門九郎
左衛門父子へは御感状并御腰物を御渡し給ひけるとぞ下々まで外山田
藤親 梅谷内藤女房園西左衛門出雲国七左衛門両人長吉丈夫なると
へは御感状并時服を御渡し被下候由申之 一此度御側衆へ御
向ひ被仰候人の事なく名をあげ候者有之候由の事之 あのかた左衛門
八嶋年十五歳の時より御ふれになる也 左衛門おとなしき
者と存候ども数々の儀之何れも何事も御存知なく今度
の働もおしてあり特別事に候この外にも上意被仰候之由に候

松平宮内少輔人 横川治兵衛 菖蒲左近安人らと御感書
被下候よし
一 大御所様御病後は老年の故に御心もとなく思召し給ひ台徳院様への御意に
云々天下の御政道を二三年の間に仕置申べく候 二三歳の御
自身にても取り行ふべき儀と被仰候と仰候へ給ひ
大御所様御上京以後大坂の方へ御出陣と申さるゝは二三の曲輪
の儀は御城方よりとりこし高麗の御納得なき御意の人数
御番請取の儀ども存候旨御供の人足は左候て御陣作
中務少輔に対して申さるゝは和睦御取の儀に候とて御付
有楽斎後藤庄三郎此人々を出す 御和談の節に仰合候は二三
の丸北条掘なども右掘ひ申さるゝ儀は知るべき掘をも埋め置ると
申すは辛亥の通りにある御用にて扱はせ申すべく候 給はり申す

出さる其外役の侍衆ハ不及申ニ中間小者ハ大名衆の組合として御手伝
者ハ不残惣堀を埋させ申さる人々の中ニ其名の傍を以て返
差して松平[illegible]出〆埋させ有楽斎織部役立後し
上総介忠輝も出して其上秋田實季より同年以の外ニ
平野[illegible]の外ニも成瀬役の者共申ニ付諸国より申付内
小堀[illegible]埋させ候となり

一 廿六日大御所様大坂表御立ニて御帰路ニ赴き給となり

一 廿八日大御所様大坂表より京都二条城ニ著座ニ而 勅使を以て奉請
被なし[illegible]御帰国ニ赴き給となり

一 慶長二十年正月三日 大御所様京都を御立ニ被遊
駿府へ御帰城ニ被成候となり

一 十日 将軍様伏見より御立して安藤[illegible]河内駿府に

其上大坂表城郭をことことく堀を埋させ申さるとなり

一 将軍様ニハ程も無く御立被成大坂城中の破却の義を
々仰付正月十三日伏見城御渡候ところ将軍家の御供の
の上松平[illegible]御蔵[illegible]御暇拝領仰付出之上
二申 大御所様ハ[illegible]御蔵奉行
仰付[illegible]宗茂[illegible]梅津[illegible]大塚九左衛門
黒沢[illegible]村上[illegible]御蔵[illegible]出羽[illegible]
源[illegible]上杉景勝[illegible]榊原常陸[illegible]大須賀
殿[illegible]御蔵[illegible]拝[illegible]仰付候となり

一 十九日 将軍様大坂を御立の御機嫌を請 廿七日ニ御本国ニ
翌廿八日京都を御出馬ニ而江戸表へ御下向ニ為被遊

一 二月廿二日 松平[illegible]病気[illegible]国ニおいて

辛亥　年十七才

一　此月　大坂新撫發屑ニ於て片桐揮頭乃やとろるに二子兄
あり大変義常ふ病気旅ね去云ま不和親去年大阪表にしこ等
を除代として為然ニ能外の儀ゟ遣ひ参被大廣院殿ゟ和
もあるに付ゟ為右之元病気ゟ此上六江戸非理事こゟ為ゟ親
家頭路義の儀ハ当年へゟ下宜為ニ守当只今ゟ之の御気上列安帝
三為ふの所太ゟ御建へ今下宜為ニ沢後れ沢ニ揮頭乃安藤對
馬守をそれゟ申上為ハ守とに維ゟ上意ニハ有ゆく元兄ゟの備
と試し其の所ゟし上意を継ゟハ不義の取ゟ為御請取仕
との儀ゟ自對する事二当然とゟ申上て元御得富不ゟ於て二付
曲て御請の趣為ゟ申上へハ揮頭乃御二於てハ委細ニも御辞
退ニ申上とゟ二十内對てるる当意へ自ひ中ゟ云ニ之此及兄

大御丸義御免ゟ入下とく上乃宮秀ゟ子細ハ当元ゟ為辞退
あるなへハとて御軍役賞る大事と七不ゟ被れ仁を与ゟ二仕
和山の城今まに之ゟ右為被とてハ云をれ御建て家頭度路義
御請の後御上すゟ二其元ゟ之の御辞退す後て其ゟてゟと
中ゟすそハ大将の家中に共元は未来ニの被とゟ後ニ為る
との對為守るゟ申被下可当意以の外遣御と被在様の趣ゟと
之ゟて二云為ゟ儀御請の上をの義ニ事済れとゟり

一　三月ゟる京都板倉伊賀守方へ御後をゟ上ゟハ大坂ゟ已
御遣の企有之大坂表ニ於て米大豆を買調へ城中へ云
へ四五ゟ埋ゟ塀ニ之ゟを塀上ゟ済ニ不ハ勝ゟ以済き不ハ座を
城中ゟ浪人の儀ゟ勝劣為ゟ集り京都を焼払偏ニき
との風説頻りの由ニ云上ゟ所ニ大坂城中ニハ是を不知ゟ来

民部少輔大蔵卿二位局三人を駿府へ為使去年早罷
登候訳ハ右様諸国耕作検見多く家康公へ申来ル旨ニて城中
籠候ニ及ひ候而城内あまり在之よの儀也　大御所様ニハ
先達而伊賀守を以而万端聞召届候處ニ存知
云々ニ而ハ我等ハ頂戴の事ニ候道ハ江戸
表へ其方ゟ将軍へ申候中ニ候而ハ完ニ候もの之との
御付候将軍儀ハ江戸へ其方ゟ安ハ駿府ニ帰り候よし
一　四月朔日　将軍ニハ伏見ゟ東寺七条辺ニ陣取
王城を警衛被仰付之
一　大坂城中ニ於て　織田有楽　城中ニ而将軍ニ指揮候中
付の儀ニ而ハ元気逼之右指揮候我等儀ハ仕候
得の儀も道ニ城中ニ指揮仕候者有之候而許

容易ニ於てハ不及是非儀申ニ付　慶長ニ至リ候而
有楽事ハ四月中旬之候而京都へ退出云々
一　大坂表御発向として　大御所様ニハ四月四日駿府を御発駕
被遊候　同十八日御京着　二条の御城に入御　将軍様よりハ四
月十日江戸を御出馬被遊　御道中御急き被成　御上洛の
儀ニ付　御揮被遊候而同廿一日伏見へ御着被遊候　大御所様大
坂表へ御出陣被遊候我等ニ而　人数を以大坂へ御出陣
之被遊候之　将軍様御供之事　討の儀ニ付
数日ニ被遊候ニ付　御動座の義御延引被遊候て
二日より和泉守ニ而御同道ニ而進
其ニ候り
一　同廿日　将軍様伏見へ御出陣被遊候　二条へ御越被遊候

對戦に被仰付候　大御所様上意には来る廿八日大坂表へ御出馬
なされ候との御事に候かくも思召候得共御上一ヶ度和睦なる
それ加賀越前出羽奥州の軍勢又は旗本の面々も皆もって御出馬
御延引なされ候の趣に候御上不申候を　大御所様仰せ候へ
今度の儀は城を取らず要害に成る由にて黄金城の陣を
大坂城之外堀出張所は一つも残さず一銭にても御渡しなされ候にて
これによりて早速五畿内国々の勢をも御合せなされ候由重ねて敵勢には
御座候段先よりの御合戦にて候て将軍様より進発して起き
の面々急ぎ廿八日御出馬の旨御内意　将軍様にも同じく
御急ぎの御陣に旗竪め早々に二条迄御出仕なされ候将軍様も御上
なく廿八日御出馬の由は御延引なされ候事なく御上へ申上
大御所様御上意には二度も和睦なる事然らば今

の合戦は将軍様御幼少の時分今度は我が先年の如く御合戦
なされ候ては御本丸を引取られ候て御上意にて
将軍様には御上洛にて御託宣には御存知候の儀は御家の
御馬印を出し末代まで御名の御残しなさる
御先手仰せ付けられ候より将軍家の御名はこの天下を御取り
この事後世まで伝わる処誠にて我が家も御名を残し申す
大坂御陣の事に付きてとかく仰渡され候御同心なされ　将軍様もこの
度の事ども只今の一戦の儀は御無用にて候間御延引なされ候
と思召し御先手へ仰せ遣わされ候上意の由仰渡さる御前へ罷出
本多佐渡守殿御親子様水野日向守殿御前へ参りて仰せ候
御座候御先手の儀は古法に従い申すべしと御意に候
大御所様仰渡さる古法と申すは仰渡されて御上意の由仰渡さる

秋田の形の御人ハ古今稀なる事の様ハ大坂籠城之節地へ遣てさ
せらるゝ哉と申ニ付 御尋ニ候 將軍様より伏見の御城より御見
ニ被成候とも有之と云ゝ見之とて乙扎とあるへ御見の事ニ而
大坂前様の御書状ニて是ゟ申し候 大坂前様ニハ伏見
七年以前の御事ある古法を以て上意を申せ難き扎
平次郎へ 將軍之とか之ハ御尤も之とて有御事て家康公
御後往度る事也させる事也此時に付家を聞へ旅人ニ國の軍
勢不意ニ而其身の事也延ニ付而此度ハ御目ニ付てくる事
四五日過ぎ小荷駄ニ付て一日とうち軍勢也操急糧斗
不ゟ申なく扎ゟて一つ前にて其身立之平後右衛門上衆
御出陣被成候此度の儀ニ付御親被下度之而とて御座る
平後御指南斗の様也それより斗候而故ニ候ふ座候而

の役人達之中被仰付上意を相伺ひ承候

一 大坂へ御見ニも相応しく之を見申候ても存し候ハ在候
御ともと存御見之三成事又御同は御座之の御指図之所之事
一 廿二日京極若狭守母儀者之候とて城内へ御和睦之儀
何事ニ候ハ秀頼公母之義も聞へ候と承り
一 大坂城中ニ於て秀頼公ハ古今の御侍とも悉く軍の評儀
とて後ゟ御知らせ以之とも天下を申事場中之を致し構とも同浮説
本丸を討て一戦にも及ひの起りある之ニ付後藤又兵衛申けるハ平
場の合戦ニ於て大坂衆と勝負なとと申事ハ只今此の中にも此の者
之や平次郎ハ承存我ニ存ず此の度戦ニおゐて是ハ地利の候ゟ申
小勢ニて大敵を御受の義ゟとまて有国勢城ニ籠る能く御寄衆
城之内の城ゟ備え後へ備ゟの儀ある後ハ御地へ御勢を押出すヘし

防戦せしむといへとも外ハ浪人共か多く大軍を平場へ引請ての
一戦と存しん於てハ只今壱度に出し事叶不申候由
申遣ても尤と存て於てハ大和口の一揆の先之衆ハ又兵衛并付
候ニの衆ハ右之後の手配の次第也二の先ハ後藤又兵衛
薄田隼人正・井上小左衛門・山川帯刀・北川次郎兵衛
並木・山本左兵衛・太田・深尾・長岡九郎兵衛・八郎・二の先ハ真田左衛門
佐・毛利豊前守・明石掃部・長宗我部・小倉作左衛門・渡辺
内蔵助・大谷大学・伊木七郎右衛門・大野修理・木村長門守
一 この夜その夜之…大野主馬・関東之先手とて関東へ向て
ハ木村長門守・大野修理…伊予守…紀州
勢一揆の者共を先として…山中へ出入て
何方ても浅野但馬守泉州表にて合戦の事

大坂の城中合戦と存しては後か押事も後か先ニ候但馬
守と討果し一の手との趣ニ而大野主馬大手振ひ候て陣所
と作り事成調ひ浅野但馬守出る時安藤帯刀先手の陣取
の陣所とぞ有
一 浅野但馬守殿旗本ハ泉州表へ陣を取之紀州兼ての浪士
とも陣を置候ハ当所の者共是も紀州の一揆の者共
出張て陣取居候所へ大野主馬先手より…
大坂方の関東方へ人数を出し揃て合戦に大野主馬の手の者共
を相手として扱ひ木村殿…其外補佐数人…
当分ハ大坂方之手に入不申候
一 其日諸所御旗本ハ大野主馬より二条の城へ御出馬
今度大坂表へ出勢之候由大和組諸将の先手とて仕

爰ニ信貴ノ城大和組之中ハ松倉豊後守神保長三郎所
孫二郎桑山伊賀守同左衛門佐多賀出雲守秋山右近
并其外郡衆二千ニ甲冑ヲ着シ奥田ニ居テ
給之毋羽勘兵衛後藤又兵衛ニおかれける

一 其後大坂勢ハ郡山ヘ押寄大和勢ト同郡ニ大坂勢押寄
山ヲ焼払筒井ハ先ニ其ヲ捨てまた此城ヲ守ルヘキ事ニ非ス松倉
其後ハ郡衆二万ニテ其城ヲ捨し故大坂勢ハ郡山ヲ焼払ふ
信貴ノ城ヲ見捨テ郡衆ヲ出大坂勢之此由ヲ聞き奥田ニ居ル
の大和衆打出ル事ニ出勢ニ依テ詰而へし其日者先ニ後陣
する人数集メ其日出合ハ中々ニ甚ク羽を取ル人々ハ松倉ニ加リ
筒井奥田ニ而其後ハ其夜より出テ松倉ニ加リ大坂勢ハ日暮ニ郡山
此日松倉ハ南の方ニ此所ニ而其勢之を見て出守ル所也

新庄雄之もて河内路へ引退申候松倉豊後守追続其外神保
首を取テ京都へ差上候而其御所様ヨリ御感状後藤
其人の働ヲ御感ヲ被成之大坂ニ大勢在ル後藤又兵衛
其勢ニテ大軍ヲ率シ南都之衆ニ候而其後又兵衛
之国ヲ出テ二千余騎ヲ以テ後ニ配信貴山ヲ押
出ル故不残郡山ヲ明退福住之衆ハ南都
其より月日信貴衆ト共ニ日暮ハ南都の衆トへ出
なくなり候けれハ此者共南都の者共中ニ付テ此辺村辺
合衆長池ヲ退テ日暮ニ出合大坂勢大軍ニテ寺に放火
寺坂之乱ヘ入ル者共ニ付テ此之者共ヲ陣立ニ掛テ
其後ともかくも此働之見テ此日暮ニ同ク大坂勢
ハ南都ヲ焼たてける 御所様の我ニ付テ討死ニ付

極めて承り候ひ中ニ義之者の儀ハ南都へと承りの義ニ有之ハ此大義
あるり栗内ニ於起りの儀ニ有之候ニ付て有之候ても在し
押領之刑ニ松倉十左衛門（豊後守 今弟）奥州ニて右之者ハ有馬の役を
とて籠ハ郡山へと焼掛ひ陣取ル右方良ハいまた焼き予申ハ我と
斗りて始終松林ニ候ハ此節ハ有之ても押借申の内
中出之を目ニ而見て大きに悦ひ陣　よて見あきニ付一昨日の書状
到り申越之節ニ付之南都へと焼掛ひのかとも又思ふ大和ニ付る遣
と申節ニ大坂勢の義も早々郡山へ引取申大坂へ移し候
一　十八日紀州へ向ひ候大坂勢大和ニ而候ニ付て一了其中ニ付て堺国
右ニ付て是ハ之手を以中申之と同紙ニ而大和ニ申そのゆへ有之ニ有
候之大和ニ同勢へと路ニ出ニ而斗り二三ケ所ニて地出
安倍野海道へと和泉路之を以ニ而國中へハ見へと承知壊海道

と安堵之押領ニ付大和より紙の者共境ら備へと押拔之ニ而義
と信して國ニ有之見於の押寄へハ早取へ此者共ニ付中々ハ
備へ大和ニ候之へ承知ニ而一定紙の者共強く拔く申ニ候ニ於て
仕之其者へて中ニハ紙衆の大和筆法を拔り拔ケ候
我之へとて紙中之筆法をも拔けて能あるへくや今日の
先ニ此義ハ早速方へも御座候へ共直ニ出之へとて一天と迎へ申ス
不承知と存居候之紙の者共を存と一揆ニ押領仕候へく
申比岸和田の城之小出大和守か合戦出来るか様ニて
籠り居候二月一日ニ押へとて大坂勢の者共出張候
大津之備之承知之大坂勢の此ニ付て堺の郡之者共ハ桂橋
二十三日大和内藤之北ニ於て申ニ付而一味として大野
道天秋境の濱ニ陣を取て堺の町へと放火中ニ付而死者

のきまて討たる首帳まて見候元紀州へ働き出る人数ハ紀
州へ押行候之

一 浅野但馬守長晟先之勢ハ去る頃佐野市場出張在之
候処ニ此村ゟ白地山ゟ紀州筋へ楼企の段大坂城中ゟ大
軍ニて出陣之由承候ニ付亀田大隅其外追々自先ゟ之者共段も
志進之打出ニ而坂ゟ長晟ゟ申付候浅野左衛門佐因幡守道前組
の者共と打出亀田大隅と和泉境大坂表能々打ち大坂表の
様子を聞合候ニ付候處其此頃段ニ至り大坂勢の先へ手
来り候ニ付自然之八町程と越され樫井村之打ハ能き場所也と見込
志進より先ニハ押寄と悉く打付候と伝ふる者ニ付留
の砌ニ塙団右衛門並大野主馬団右衛門と見之と申候の者樫の先
相まて一番ニ能来り候の紀州勢ハか敗ニ付候鉄炮ニて打申候

手負候ニ付進ミ兼候事ニ付志ても打出申候内大野主馬ゟ手
の者共ハさ程ニ進ミ事とも致させ候ニ付塙団右衛門儀も
諸ニ勝ちる此僧ニ而口論と存樫の井の町へ出今朝上田
ゟ水へ候宗右衛門様と見ても樫井へ参り候団右衛門も後ニ
本と一同ニ突て見と云ふ只上田の家来ニ而尾小平右衛門半之丞樫
井辺ニて申者ハ何ハ此宗右衛門を立合ひて鑓を打合宗右衛門儀ハ
団右衛門の家来山縣三右衛門と鑓を合鑓を突合わり
亀田非組討ニ致宗右衛門組合候之家来横井平左衛門
横関新之丞能有三右衛門を討取申ニ付宗右衛門手負之
浅野も有し候之組合之組ミ申候者共四人ニ安井
喜内浅野左衛門佐ゟ之者共相之京之永田治左衛門ニ付外亀田
之家来九兵衛ニ集り組合申ニ大隅と猶ニも突き申候と家来

若者共ハ能登守一手と揚けれハ手勢を率ひ来りけれハ敵を
大隅又突伏せ家人吹田作左衛門首をとらせ塙團右衛門
ハ先ツ旗を見て知る淡輪六郎兵衛家人年木新右衛門穂とれ
突てぬを討留之嶋﨑ニ主水但七郎兵衛家人永田治
主水を討追大坂勢悉く敗北ニ依て大野か馬印ハ先之者令
戦ひ事とも不知團右衛門の下知を待合之年首を捨来て振出し
能登ニ逢ひ後中ニ而之嶋塙ニ主水の下人共近年團右衛門
主水一手分ハ右之紀州勢と手之後方へ先立のを討死
の由申に付馬上より射ちき出子よりまき樫の井ニ押寄紙
紀州勢ハ悉く討取けれハ七尾將監上主水八郎兵衛
るてるを能登守主水の出先を存ニ討退て紀の国勢との
罷いりて後ニ其そとおよひ節をも知り里之余も有り

この中之見より先之の道之後ハ外の外ある隆跳のせとし
元上晩日ニも及ひけれハ追付の義不行の右段之扱より
ある間ハ大坂勢討取れ紀州家人とも中自團右衛門死骸斗を
火葬ニ致し樫の井出家の入道に相尋一寸徳を建遠経
雲谷和尚旧友のちなみにより石塔を建是ニ而ちよまを今有之
候ところ右樫井表の一戦ニ利を失ひ大野主ある大坂江
引取りける右備ハ自身の和田押之の勢　宮田平七と和田
河迄も安立町迄退きなから紀州勢樫の井ニ而討死候首見
ニ使者を立て候二条之ニ御坐候所　大御所様御感悦
不斜御感書をも被下使者之儀ハ御馬を拝領之従其ニ而
手柄ニ塙團右衛門の首を其身御覧ニ入れ候出右衛付為知
上野殿内見之被成候ニ付首之分ハ浅野但馬守ニ付

積し候様ニ八〆杯ニ八二〆目ニ不足ヲ以テ上上米以不足ニ付テ古への
道ニ治メ申候ところなり

一 出羽奥州加賀越前の軍勢追々ニ寄来候ニ付 右御所様
よりも御出勢成され候ニ付 其時御加勢ニ越前勢ハ先手
其時ニ後ニ河内の国須南小田 井伊出羽守 能登守勢
千本桜辺まて押寄 出陣被仰付 河内を押立 河内より軍
勢打寄 其時 大御所様ニハ御手勢之の御旗本ニ而ハ城内頭取の外
橋より軍勢の御列ニも召上覧ニ相成候 井伊掃部頭殿旗本
御旗右先手廣瀬ニ而参る者共へ申付 今合戦を掃部頭の列ニも相懸りて
押寄候所 掃部頭殿後手者共引合候ニ付 御所様御上覧
の後ニも先手より参り候 何とその列ニハ後先之や事ニ押立候様ニ
とり申 越前勢ニ右の者共ハ申候ハ御旗の後ニハ是非共に御加勢様ニ

とりて押立申候 掃部頭殿陣立候ニ付 其ニて御陣前ニ有
を従へて先陣の列ニも立申候ニ付 越前勢先手ハ不揃
して肥後殿橋を渡りて後の列ニも押立候而 此度の上ニ
大御所様御覧ニ而 御軍勢追々御向ひ 御本陣御旗先を向
る事を是非と思召して 早々旗を押立候ところへ 流石ニ御本陣
家風ニ列しける者共并にとりて上下之衆ニ相成候ところなり

落穂集　巻十五

一 慶安四年七月廿三日夜 御府内松平家来を以召捕、のら松と申し
者并同月廿三日江州の内代官松本左衛門を戸田八郎右衛門
浪人也の其の内にて召捕於て十三ヶ所山城を三所者の道
遠にてまて右の者より承る捜索を相究佐藤とり之相
先年正雪と大坂城中より此事書一枚企の正文等有之
候を佐藤とり二ヶ条の御城に於て五十五日余仕候所々知れ
馬殿の四方田織部・本村宗哉を始め五十日余共浪人
まて紀州より道具中佐ハ夜 御所様御出でる此の儀にて
もと上意を以元年二ヶ条此所と政元京中を嫌ひ其上の
企の儀 従是二百九十九人余出でるハ延ハ十五度家来を始め同類下人

日比谷ニ於テ礫罷ニ而御自殺之儀とも被仰出候ニ付細
承之切腹ニ被仰付之旨将軍之儀ニ有之京都之儀ニも有之
且右上杉京極小笠原大坂出勢ニ而大坂八幡迄ニ出陣仕り
京都を守衛有之ニ付候所

一 右同日巳ノ刻京都之御進発ニ付尾張宰相殿
紀伊宰相殿御供之如く也　将軍様ニハ大御所様御先達
ニ而御先之御旗より御出馬ニ而尾張之御羽織御所の鹿
人笠之御甲冑とらせ右大将上様ニ付て被上下候採地と申す
ままに右銀の太刀の御馬印今ハ右之御纏ニ有之候
の御小早百千振の中巻平外御行列ニ而御陣の毎の也
同ニ水野日向守ハ大和郡山之無事として五分ニ陣取
本多内膳守酒井讃岐守松平下総守続而在々ニ付郡山

久敷来ると聞て打揃いて陣取大坂方後藤又兵衛ハ平野
小松山を取り要害とて赤毛利豊前守ハ天王寺辺ニ陣取候へ平野之
先手勢をあるの一戦の後ハ夜深く勢を出し未明ニ至而小松山を
狙ひとて右将軍此旗本を固め其てら右戦ふ中ニ今ニて敗退
後藤ハ実より右夜を凌ぎ候由此後藤ニ至り平野を打立松倉
数千をとる大和路ニ向て押行藤井寺ニ着き候後藤を
本陣へ見合て後ニ右誉田の八幡ニ至りて夜明ケて成ニ右
松倉を清き其後之押付又兵衛ヶ間ニ而右え手ニ先
日ニ而兵衛ハ右の色の紋付旗山田外記ハ打黄の紋付ける旗
を押して片山の上ニ登り在右より而て後をとる大和勢の間
奥田三左衛門ハ二千余人の勢引立て気を負ひ後人をもつて書ひ
而て合同して片山之谷ニ右浪人の内呉木が如く今の琵琶

道ハ此方ニ而て其先ニ成る寺山を越奥田と向ひ足ル過る
案内を以て待一所ニ有ト云也とて来ニかり此方ニ左様ニ有ハ
時刻移りけると云もあへす片山の之近る所ニ後藤か先手
より打ち出し鉄砲に当りか彼是来をとりて奥田と共に討る者
人の浪人（其）奥田の浪士相働く鉄砲之を捨て突かゝる後藤
か先手の者共散々ニ打立られ掛て戦ひ山田外記か組下
の士依田源太夫を討る又大坂方の勢の働き有之
奥田外記は戦ひ居て二三合にて姫見弥右衛門井上下程か
組の者ら松を取しめて討死をとり時松倉共後藤ハ
後藤か方の備を追立て其先へ進みと出る後藤か方備先
て返し松倉か目附ニ突て通る平野出雲も為之一番ニ
槍を合せ其外の者共も殊かと承働きしける後藤か方多

勢の備の様は松倉の者共急く付之と申ハ見る所も堀
丹後か自身鉄砲をうち中ニ見えにそとて槍合をも後藤か之人
数を突立て首半をとる姫見松倉か者共丹後か手に此者
とも所ニ取り敵を追崩し候とて是ハ大和組の人数組を
始め奥州勢片倉か手に此なとも見えしかは戦ひけるか
ハ後藤か方ハ備も乱れ立て中敗軍と成る家老の者共
四五人と姫見か組の者共大勢ハ討死す其上後藤も鉄砲
ニ当り打たれ候も不叶討合ニ首をとられた甲を脱て敵人
合戦半ニ而中ニ居て首をとらせ言葉首を見定羽織を
包み田の中ニ埋させ候其の所ニ後藤か首頭
の一手を備へ立て入る此者共ニ向ひ我々後藤か手の
ある子細ニ有首先手の儀ニ有るへく候

んにてくとかて馬子市之丞五兵衛ゟ道路の宿屋に付侍安部甚五
と代々の様子を承るに兵右衛門と云人を以御用地中にて猪狩左衛門へ申達
六兵衛ゟ我等儀ハ兼ひ之御役所江御役所へ親ひまし
此事を将監の人六兵衛小野寺之六兵衛を河村新
八郎ニ頼ひ出まし候て猪狩相済して候村と申頼る
隼人ハ此方わけ八郎を候ハ知と申来中川
源之丞と相御九郎右衛門を合面を以
右衛門隼人ハ可の次ハ文来年も候へし
隼人先々兵様に代の内とて兵五右衛門七人の内
るの隼人殿只今の御とて宗年て右衛門申
の待あや方表て間の鉄炮の音
聞く候何と入ぬをや鉄七人中今を

に候六兵衛として之と申付右様ニて隼人きて
定めし御の法を申ると何の兵衛九郎山門
常にて来用にて隼人と我々
ひ今後中候見胡
替人より外ハ代の御用ニ今の御の
御の子し先兵合戦も神に
度の之内の待も右にて御を
記かと候
御事
不審隼人二の合を
又何立
候安部甚五と平と

中ニ於て玉造門の者共士卒ハ傍ニ構ひ中候ても亡ニ在
ミれ人ハ兵粮運ひて気を取り出しハ城代の所帯力を中
以て自余の者共士卒と申ハ廿人斗有之により余の士を準しけれ共兵弘
合三千人の雑兵の菊の羽織を着て乱ちて本陣を擁平打纏ひ
乞り出たる者ともと取へ追て本陣の途中にて兵粮の所の門口を打
掛ケ申中ニも出合候へハ兵粮よりハ討死の所にて詰相て切殺され
後藤又兵衛討死の後は先手の軍ハ悉く破れ追ひ候に付て余所
中国之力をも落し本丸にも取て在所へ手返ミして 敗軍仕り
去れハ大坂の者共打退きさせて本丸へ拘り候て道に中に
在中此様に取とも与力縁にて勤させ出張にて惣敗軍となる
城大坂の者共打死中にも集人数ハ回りて籠る所の出丸を
守らせ候に付ハ大坂城中に用意致し本丸へ只込み候ても

町家ニ於て火を懸け候ヘハ折節風吹て在々所々焼けりニ
合戦の後ハ合戦の計をいたし討死いたし持たる
物を見て働候ハ
一 毛利豊前守ハ先手ニ渡邉与申合せの返天王寺ニ出張して
蒔田与ハ返して押出し候又合戦の節や討死の首ノ級并
とも北の方ハ申合せ中ニ御ろ候へ其日の勢をり候もて先ハ大坂
とも持ても懸かりて寄セ候て大手口を兵力をも落し
取出し関東勢ハ茶臼山の一戦に勝利をも得ず
取出候ても七八千の兵人数とし押寄せて入乱れ押出し
頃ニ先手を向て福島伊豫守同武蔵寺沢
大将ハ先手を打立候へともの所ニてハ其外にも力を
茶臼山へ押寄せ候而 後方ニ立ちて後をもち

め矢矧迄と引かへしける所に合戦に得余か勝利
と見て参河国の先へ出けれは得余麾下と見て下知致し人数を
もの多し去両国の勢を以て案に織も渡辺国を伏せと
覚候と之去国は池の多しと存候今の幡との事也と押立
五千余を率ひ路次の人数を以て三奥羽勢を参河国の府中
と以て打て利得余小手にて手柄を見せ候の儀也
然に後去両国は蒙る大合戦の利は申ら嫡子
大内十三歳神保より続付致して二首を見る殿に続
手を首討取る首と云鞍の儀に続て不知其馬より
下りて其ま格別に事ある大内の後と云事二人九ニ云
と余る大内とあへて西もくとりて大き威に別文の右
然て俊も其後の辨すて存なかり又儀かく見るべく

大将にてかくしける者は之に三度に之討たる佐其家臣
手を以て儀付と云違却にて候の文言是与外討死と申
せよ其事を下知其人の申状とおし一戦に及ひ何も相手
の達ひ者の手柄の首の事とあるに付て悔しける其家来にある
去因に申には云ふ其後の儀は承知するとて今に是を持て
討死致し候を申ける能く申して云ふ去国にて我等ることと
大将を存とと申合けるに大将治理手柄の人に及ひし其由に
の間とを随て其儀国の勢に随ひて押の右の事に其義を
引構ら其備に候との儀に自ら勢上に出馬に不出にて御よ
見るに矢尾義の一戦勝負未知しに付自ら去因も毛利も将く
又合せを承るとあり

一 因云此細川高虎は子孫に陣元を定にて是を取中なれ死

丸山を取集メ明日ハ何方へ勢を押詰の段やと相待の處
佐久間玄蕃允と云出シてけれハ自身先陣久賀守殿方へハ地形
不宜と云ハ左衛門尉由偽きは先をやり過候て振廻し羽
柴玄蕃中にハ持せ候旗之内長鉄左衛門尉の者共へ打取
りたる見物の中とて馬を下ニ岸の山の上へ打上ケ見
渡しあるとなして馬をとゞめ候て者共之長鉄ハ酒井左衛門
尉を追払はとあらハ左衛門尉の者共ハ城方後備之玄蕃勢の岩山
の上へ押上ケ候処大和兵と出合鉄砲を打合ニ所にて者共之石
ヲ打取玄蕃勢ハ中にて左衛門尉へ後ニハ押付内ニ
事者共被出申候て合戦ありし先へ追懸候て上之と
中て件の山へ寄と云ハ岸山の方と備鉄砲の者へ寄
勝家ハ早之内ニ定俊之とて其の方をとへ入ハ木村を寄

かへ数万江村か先尾境之面へ相定候て自身も龍池に出
者共江村ハ長尾兵左衛門尉之者之人数をは押寄候て玄蕃勢押寄
ニ入ハ江州国玄蕃勢か先陣ハ付随ヲ左衛門尉之者共人数之分
伯者押寄メ中ニ入ハ総合メ合戦ハ玄蕃勢ハ見えて候ハ何の事に
遠州の者共は左之一戦取りたると相定候て江州か一里斗先
を押詰ある合戦候てハ無之ハ者共ひ寄せ之所へ勢揃出候
被下る候て追ハ此者共を捨てその一戦の段とりて指をさし
の者へ先之と云之を云ハ江州にて後ハ被下候を押寄メ両陣を押
寄る之者も候ハ押寄二ハ玄蕃勢ハ先の方之長鉄下長の海の
をも中ハ知れ下段と寄之のをとの後之玄蕃勢守方中に入ハ左方を
入ハ中候ハ江州ハ勢方か後をも一戦の候て入ハ四百余騎へ入り寄る勢
とも中ニ有之兵としてもし寄せ之者江州中にて先之とも之先ニ(?)跡を

らん船越三郎申けるハ、宇佐美野の外足場悪敷候ニ付、延引の有
之きさる場所にてハ、安く沼田の中、四郎の左ニ而、打懸に静々と押
付、横槍ニ突かゝりて、各討合を人数を揃へて渡りかゝり候ハゝ、
手ニ負と申しつくる虎も、たちの内へ先ニ打込、是ニも船越三郎ハ
自分先陣之三郎、具足羽織を脱捨、寒ニて候内之我旗
を立遣の後之押付、手ニ懸り候と申付、南二郎の左へ押寄、横槍
入候が、内室同心衆、跡沢三衆、後ニ指申て候と
に於て、勢三衆押留ニ而、北二郎の左へ、是ニ居ける同勢七
国ニ候が、是ニ佐々木、横槍ニ押留、伝兵もろく村々ニ押立
是を見て、南二郎の後、先へ追寄かけて、押出し候ゆへ、跡沢
三衆之内、内川搦手の方ハ、矢尾の地蔵堂を見かけて、押付候三衆
ハ、くんぐと河の村へ向て押寄、四郎ニ打退押付候る虎勢一所ニ

一 継宮と見付、一手切のまゝ合戦のごとく於勝に本村七郎右衛門
追々遠江ニ候て、本陣も曽我弥太夫尾ヶ崎ニ候ても、若党之人
数押立候ニ付、寄候之打事ニ付、陣を前衛ニ、事更ニ敵の
右ニ田内ニ通ス人、後を鉄炮にて、一戦と定め、旗本ニ候ハゝ
為さき来りて、其勢ハ程ニ、至て内馬廻り衆ニて、之も渡り勢
三衆押向ひ候ニ付、寄手共も敵ニ近々ニ見て、手勢、先の外ニ候て
候処、又三衆ニ残る外、後ニ跡沢三衆、其内、搦手勢、旗をたて押
おのおのく是へ近寄て、中尾に、仁右衛門ハ足一人、先へと急ぎ候ハゝ、右ニ有
跡沢三衆追候、何とて右程ニハ、三段ニ候ハゝと、従て、惣も一段様
許ニハ、此合戦と申候ハ、我ニまかせ、勢三衆是ニ居て候へ、くれ
くれと申候て、孫目と申ニ、跡を付候ニ、跡沢三衆も、将監ニ同く
安芸通ニ候、有ニ安組の土浪三郎ニ合て、頭ニ候の者、元三郎ニ乞り

付ヶ須々長曽我部ハ三百余騎の軍兵を左右ニ立自身魔を立、
て敵ハ村外にて持堪立中入すると見て引向する上方勢ハ
落しかけて討名ニ入つの下知自身一先ニ進ひ甲を傾け鑓を
取て待懸る処に桑名弥次兵衛ハ馬を乗放し鑓を
さけ旧友の名乗て突かゝる長曽我部ハ弥次兵衛か名乗を聞て
あら珍や年来の家来の来るをみさを付寄して下知しける其上ニ百余騎の者
共一度ニ立かゝり勇ハや声をあけて突かゝれハ是れ藤堂仁右衛門
桑名弥次兵衛一手外の侍八九人討死をなし残る者共
八方へ乱れの者崩れ退之長曽我部勝に乗て追懸藤堂方へ
敷を小池の中ニ追込ミ於て藤堂か者士六十三騎雑兵
弐百余討死致しけり

一 木村長門守ハ若江ニて長曽我部よりも合戦初り

と承若江村へ押入合戦を待受て鑓を持て備を立
付入る敵へ入るとやめて其備を乱し敵の将来
中二日南北方とあやうく藤堂新七同苗勘解由の年
の者ともを押とられ七ろ組の者とも見合せ引
立勢の中より将とも下知致し手勢の兵を
渡辺しとと茂兵衛ら人数見とて押寄る残る自七つ組者
木村七左衛門ハ手勢を立て来る者を藤堂新七ハ白練の羽織
合の四郎兵衛勝名若江中石の村長之木村の其外の
数軍立向ひ新七を討取る内ニ勘解由を負首とを
ら立ち寄りしと云藤堂家来磯川某と上野数を討取
身に手負首ニ鑓を突け所存と立退を知る河内の郡某
けとし藤堂か人数敗北致しけると城に立退きとを手縁

[illegible]衆靡きて振て追[illegible]とも[illegible]
[illegible]家の[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]

先角討死と見候と[illegible]之事一[illegible]
[illegible]家の[illegible]の[illegible]
[illegible]
の[illegible]

一 井伊掃部頭殿[illegible]
[illegible]本多[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
掃部頭[illegible]
[illegible]
[illegible]

右四人の者共ニ依て実否正して見城方も河内若江年
礼庵三郎佐久間蔵人平塚然ニ而根来紀伊守院ろうろ中武衛参
迄の者共と称ス木村長門守の穂先之をなし人正宗の候ふ者
川手を初め右人其ニ討死致せしも見て庵原助右衛門再拝を考
振太刀之を上け惠まれの下知を致し天身も能を取ましき之ま
を追ひ去んて八田今千郎左衛門出味方之人の討取ら死骸の上
との紙一重と名を乗て能をも揚に七郎右衛門も形の如く出陣し
之に八千す郎佐和山勢一同ニ押出ス左近ハ終ニ敗軍宿ニ
を本右衛門と門蔵人文七之を引き退き何と陳め又同人
不残討殺し庵原助右衛門十文字の槍ニ木村か胸を突て討る
ところに木村ハ田の中ニ倒れ伏せを助右衛門か家来の侍三人寄集り木
村を切殺し首を揚んとする所ニ安藤長三郎来り庵原ニ向ひ

御案内まて手柄を拂けれハ則長之殿へ引取ち中候追て安藤か候之と
きくる之に付長三郎木村か首を取母衣の包ニ致
庵原か見侍を取る則首ハ人々見入首ハ実検に
て候の出会の自慢を令せ出し申ず伴の小性に来ル之

一 木村か首の俗木村ハ上斗り之首之人ハ掛原善左衛門と
申ス若年成ル天指南の名と上杉直人藤田能登守
卿の者とまて四十余 掛原家中ニハ親子兄弟
従来之武篇者也 教られ自掃部頭ニ若者共の思へ
人も自然と斗に引之人実否なき無きと申しを藤田呼て掃部
手柄者共ハ口をさん迄不成の者大坊主の様なる者之今にて
の従ニ申し目出度く候召出し給にて候之所持出て自分に持
能を揚し人ニ下知致して一人ニても不足之儀ハ余面々押而

は間ニ掃部頭ゟ先へ進ミ敵を突崩し敵方敗軍ニ及ひ刻
木村の手ハ此先ハ月ニ而居る處ニ追立ラ亀く後を續けて追ハ掃部
家中此者共ハ木村を突ころし敵ハ木村の首を取る也
家中庵原の某は清は二河助来り井伊掃部を手並ひ此者ニ
ミての總ニ於ての井伊家の続はけ候とも云ニ然ニ今日神田
味方合ニ及ひハ備よ太右衛門東ゟ若居是非の勇進ニ而悪次郎の陣
を推て天下ニ是非味方と見捨を放ち勇さる一戦の判藤堂東ハ
ニ於かるる手死を存ける所なり
一 藤堂和泉守の合戦仕和山堺の利運と相直吉家中 高虎始
桑名と言ふ之ハ長岡より渡辺勘兵衛ハ詳かを得ても山吉吉之丞ミ
於て此ら家老共の組下は侍士騎三拾人渡辺の
手之へ木加のを以て殺さしらる 其ら押出す

首数多討取程と一生懸命を覚悟而より退く
役之を是非引合をゑよの總自勘兵衛も然る
所なりけり
一 越後少将忠輝ハ大和口惣軍の大将として押向ひ道ゟ其
日向守勝成ハ其中先尾張守並ニ一戦有り車後
之候あり道ニ難儀之而軍の法我人と然而家中此両ニ勝負の
勢ひとおのミ海口伯耆守村上周防守安人備道之と上後ゟ
右衛門之参て平八ハ程先安人義ハ二手之所々中此両ハ所役之と有
勢ゟる押上らんと相手て有浮田秀家此と隆は之とおのまの先鋒にて
其命日一戦の勇ゟ追ひ不申役勝負之ニ存し定て一生之極にて相
ひと是ニ存事ニ而勢ひ是と便道より又候し是は大坂城を定し
くの所の先之おゐて今日周防守と和義の積を後ニ先ニ而是と

子ともを急き既討死と覚悟有ける所へ又は猶本丸に入敵とも
と御前にて一戦の働とき忠輝ハ腹切の後之を腹立去
討ける其外木村長門守を討とて花井主水
と旅先木村長門守首討る様子感ありとて右出羽守の頭と
立去又含ミ不仕林候ところ今泉ニ相付之不有内木村長門守
をは後と申事有之不申候の狩まて立帰りて上
候度小性衆の中に有之候へ御免有る候ハて自害の大名衆其
通り 御成御舟候ゆへ是ハ不十分に念入とも申候
右之類の記ニハ木村之事ハ不見只羽柴を大坂落城の刻茶
臼山之上総殿ニ来上とかれ候て　大御所様ニハ御免
被成候て如此其後大坂上総殿ニ来上と有
候ても二度申上候ゆへ後の人白きに於て其の親の死か

に逢ましきと思わけると昔ニ於上意に於て候江戸殿へ家中
の面々を引候ハ候道も家康公毒に右の内ニも御書付下されとの
の手首尾よく候ての上意ハ御免と申候て赤
若輩に付ても内々之ハ毛利豊前守も城より物見
に出候て秀頼中之御覚悟文字ニ付て城中へ向も合戦
場へ出候て右衛門相申一戦を持て耕す内ニ自然急合
結城ハ不仕候て討候ハ相違と有も候ハ御座候
上総殿ニ不及大坂の衆は又有之候白状候之出雲殿と
木村後の首を見て御免候て　将軍様より御感状
被下之候出世も仕り出雲とかれて申候て追手に対すると申候之
一　本多兵庫頭之一戦の刻増田右衛門尉長盛之嫡子増田兵部大夫
も先年月大坂城中へ籠出て渡辺ニて其之ヘ申候いさ

ござ候討死と相聞へ申候右之者共去年冬陣の節は
将軍様の御旗本迄働て相見へ御座候の月[illegible]の首数
様の儀ニ而も敵方ハ明て候梅と申し御和談
以後　大御所様の御前ニ召て御意ニ而ハ[illegible]と
有る上意ニ而何の御咎めもなく御免被成候之　今度ハ早て木村
長門守組の家人と成討死仕候となり
一　御先手ニ於ては[illegible]於ても川ニ而水と始討死仕
頃の者共もとより御先之手役の勝り申とて有之候得共
之大坂方にて虎ともに於て戦死の人数も多く候上方之者の
隊も有る者共大形討死仕候而　将軍様の御前ニ来て
御旗本ニ双方共不残七百余御先之手御用捨ハ無之と承候
職分者将軍よりの承候本多佐渡守殿　将軍様御陣営之外

本多佐渡守殿を召て様子を御尋合せ御申付有之思召候の段
件之上御付之候哉子細有之候て御尋ハ有之候由　佐渡守
と申出て申候と段々御申上候　大御所様ニ而も御忍ニ而佐渡守
と御召候而御内証ニ而御相談被成候其上ニ而も御尋有之候と御意候
之様佐渡守へ御尋ひなしあまりニ御座候の御意而も有之候と御相談
其の者共御吟味之上と御物語有之而御沙汰有之候而も御尋ニ而相談申
今日職分の様子申の者共ハ天下之儀は申へきとの事ニ付無と御意而も
其の者共ハ御用にて入申とも佐渡守ニ而御申之御尋の儀又
御前ニ出候而申上候処御尋有之と申人々之御尋ひなし御申之事[illegible]
[illegible]上意御申　将軍様と御相談之上[illegible]
御返事と被仰候ニ付一両日之御相談ニ而[illegible]
中度安藤[illegible]の儀も[illegible]

敵方の先陣を見合其跡の働様をしる外ハ無之候へき
取の事ハ御物見之御役にて申にて其外無用候
て二度目之了簡にても無之候也加賀ハ利常を初として方にて之
とも御味方の見限り能々写して者かけに宜ハ事ハ得
五手之取合さほとの是非によつて候ハ捨て候而被成候義ともいはゝ
候て御軍法御違背と存候てハ大方敵方の様子を御見合と存候ハヽ
さてこの事御存やと申ニ付三河守殿ハ少様ひして大方見え様子を能く
ハ右様ハ左候てハ三河守殿も称て候ハ吉田殿様と被仰候由時
御合戦の儀之御利ハ御見と申候三河守殿御様と存出し
二度目の御手柄ハ加賀の是非と存て被仰候の義ニ付
見合わり御手段二の様と申前様に向ハ其義ハ御供にも候
出来次第出陣被成る御家来の儀と我等儀ニ相詰申候

に押出し候所に御旗本へと追而様ニ申候合を承候へと得と存く
候の様子ニ相見候押出し候敵は候様加賀殿の先手も被仰候今
日其先之手ハ加賀之方より御付候様に存候先へ申とて候由申
御味方の御取と申候様に御座候を存候而我等儀ハ吉田殿様
と申候先ほとも御存知の者ニ候先へハ此方ニ付御出陣候之
に御座候ハ其山御の先手ハ加賀之方御出陣て其寺表の内
先手ハ敵方へ御渡候義と御先ほとも合之中候も無之
候 其後加賀殿御軍法と存候大御所の御事ハ是と追て
無用ニ付候様御座候て合を追候出陣ハ場所遠く候へと申候様にて押
通り候所ニ其後ニ付候と存と申一乗寺山の上の方より押詰い
また夜の内ニ候得とも其後ハ猶と存候而候ま申
の勢を向ひ昨今 大御所様出陣の事ハ無之今日の合戦

国立公文書館
National Archives of Japan

の刑戮ニ本多の老臣ニ彦坂を被し置ニ付てハ右上意の通
稲葉人目のさまたけニ成候てそのまゝ不可致ハ尤且ニ付候と被
起の由自身ニ請出るるハ之後ニ老臣ハ腹仕置ニ付候合
是非討死と覚悟を相極ける様ニ有しかは
一 右の晩本多上野介 大御所様の御前へ出御候の節
本多和泉守の様ハ何者とも申付へく候やとの御内意ハ家康
旧山と上意有しかは自ら申て御使者へ是非にと申候由
も知らぬ人ハ今更不案内にて存寄ニ申付候得ハ後ニ呆て
羽柴右衛門佐殿不案内山を御和睦と相極ハ御内意なる事
右様よし上野介相役と被仰けるよし
一 本多出雲守ハ去年冬御陣の刑 仕置ハ此者右 大御所様
御機嫌損し 親中務ニハ右様との儀にてさる所存なるとて住居を
除へく存候ニ付御陣仕候其後和睦御許大御所へ帰り候て乞
御機嫌よろしからす又中書の比より大坂表の儀とやかくと
風聞有之候ニ付父子事内々去年の無念さニ御詮儀ニ付て候
於てハ是非討死と存候て是ハ覚悟にて候と二度目の候
と有しかは陣触ニ付出雲守の子共とも相そろへ大坂表へ罷候を被
右の若者合力覚悟を極めて御陣へ参候て大御所へ相違有之
ハ對面有りて出羽の平八郎甲斐守を始として三人へと申上候之
此出雲守今様存寄の毛利豊前を始として右の者共ハ何方へ参りや
本多出雲守の存寄と有之候へ向後とても武備の儀ハ頼み申候
度の支度形儀と存候ハゝ申分時節ニ付て覚悟有る陣場へ
酒肴と茶菓何とも候て三人の者と逢と存候て 先鋒の陣へ
帰り申候而御陣より出羽守を始め候て右の者共へ被下一段と

岡山表の御先手の義ハ加州筑前守之ニ候得共一先手之儀ハ天王寺
口を御向ひ給ふ之押詰ヶ両之人数も御座候ニ付而ハ御渡候由 最
早御出馬の御備中上様至て御旗本ゟ少様勢を進め候得者 茶臼
山ニ上意の趣ニ付而少々大き可押詰被下候之ニ付而動之事候由申候ニ而ハ
明ヶ日一戦の後首取の数都合三万余と一の備ニ而討死二の
備ニ而一万余残り二の備へも二万余の備ハ候へ共ニ而ハ出馬有と
云への二口者ハ云々打ちる事ニ而候ニ付而ハ内と被下候て其外ニ有之
備の秋田城を攻る両ニ河内松下原見六角兵衛伊勢守松
村主膳正なとも有之其後自出勢あまたの御旗本も出馬なされと
申候と同人手尾を打立候の内と申候て又ハの方を押付候
明ヶ日一戦相成の本丸の備ニ出張ハ御座候申候となり
一 天王寺城中諸人の者共ハ出馬の上ニ而城の虎口前諸方の場所

と定め候ニと押寄せ候を定而一戦の後ハ明ケ日ニ申
このよき事の中ニ合戦の様ニ而悉く候ニ候て十人の中ニ一人も
有之間敷ニ此様ニ而可有之由ニ而関東の惣軍勢中の惣大将被
仰候ニハ其外も軍勢斗ニ而是又存候而城中御備ニ
手後之人数も有之只今者共ハ御前ニ而申候事ニ候
七日ニ而我等之物語仕候なり
一 御先手両方の御備ハ茶臼山の前に陣取庚申堂前ニ
陣とり候を天王寺口御旗本と申候七日の両軍共
藤堂和泉守同伊達越前守本多出雲守脇坂淡路守松平
三河守両人其外ニ而ハ本多忠の南ニハ江戸勢先手松平
伊勢守本多仙石忠政松平下野守福島平右衛門細川越中守
岡部本多家康之旗本衆の方ニハ数多有之外

寄合組役之事天正年中南門毛利其外浅井周防
竹田羽柴筑前守是ニ従ひ是は明智の甲を大将旗下ニ手
又明智討死致し候後藤木村小西なとの旗下の頭分
都合是ニ従ひ通秀頼公今の鋪并馬印律川古旗
出羽国山某立とこ大将なる一手衆其大将それも立て今自
是山方の一の先手と成り旗下まそれ新ちたる是因繕を布
旗候とる是ハ大坂中頭掃部二ノ宮ち三本つ御名鉄お根
来三千騎なと名一所ニ付て将軍様の御先ヘまち向ひ一戦を
このことをのれハへのよし也り
一大御所様か御役寄元と御合戦を申さハ申ち登城御觸有し候も
是んとの侍ちゅ方も立と又旗本の趣さら申し上ケ方も立て
御定之兆従日向守晴成従ハ御役寄元ヘ向ひ今日ともや己の刻よ

兵数十万余子之御合戦御初めさせ給ふ御先ヘ兵ハ御本多る也とぞ申す
候ことハ言ふに伊日向守ハ右ら御上ケとらわれ也一ヶ後又久世
三百程坂部二千騎小笠原文作備前守入置伺ひ内ちとも其侭ヘ当て通り
御合戦之や申より申す登地お觸ら候と　将軍様より安藤対馬守
備前守将監安藤治右衛門と元ちくや合戦を初め旗本と付置
古旗ふち右兵衛候ふちら其一付有　大御所様にも御急き候
之元御旗本御大軍也へ押前方の方ち組之文　将軍様御役寄
とも御旗中も大軍出ち御本多子て御旗をら惣右旗本て　のりまろう
大御所様御の列よ御持旗ヘ旗中之先手不残先陣ハ先とて
も七万余人と兵の衆之勢の徒也候ると大軍とやちくへるち酒
徒来りまて　将軍の御役寄ち勤め物と新候うち安文御化りと程
ハとえ上ち兵ハ安藤対馬ちやと来り也御一戦よ新攻ハても能ゆ

又た此方ニ而ハ　将軍様とも一味可仕と存候ハヽ此方へ可参
候処ニ後室之出来し本多上野殿駿河殿へ申遣ニ御偽ニ候
様とて候事ニ候

一 左衛門大夫ハ案内山の上ニ出之の方にて致合戦可申と申遣
て居候ニ付嫡男大炊助を使者ニ差越候ハヽ将来の一戦ニ申上候
得ハ今日之様ニ被仰候ハヽ此度之義上ニ我等兄弟子細も有之
只今此門城中へ御取秀頼公御側ニ被召置大炊助を存候得ハ籠城の
中ニ而申候ハ其段者可申ニ付而城中へ取ニ御返し本
意ニ候得共何分にも此方様へ一所ニ被存候者の
事ニ而及び候ハ左衛門大夫を直ニ討取候ハんや
様ニ此方へ差遣候ハ大炊ハ親の側ニ立退き候て事尽き候
おもひ候へ左様の儀とて申候へと申上候而左衛門大夫ハ出陣の
もの也と仰ハ候義も左様ニ相心得候の侍候ニ而候由申上候へ共只今之儀
存候て其上ニ親の首を見候ゆへ御手ニ掛ケ城中之御取
作之稲垣と申者之を申遣ニ付而左衛門大夫を召連れ御座候
而て物語被仕候由書留ニ有之
右之者共ハ大炊城中へ御取申上候所ニ別ニ側ニ而討
其も御合之節ハ何様の儀にても不届之儀一も無別儀
戦死と存候と申候秀頼公へ勿論其上の侍人
何れも大炊を城中へ御取不申候事也　将軍様御沙汰

一 加藤左馬助ハ思召細川越中守忠興ニ而も候
去年冬の陣の節ハ江戸ニ留置候ニ付今度の
小勢にて御供仕候加藤左馬助一所ニ罷在候
御供ニ候今日之出陣の節　将軍様ニ而御座候て被捨

中ニ有ける人たに御目見へ申上て其れ出有処に御甲をハ不被召候
黒き御具足に於ては御羽織を召され桜花を申出る
右御手杯をも見へ兜へ指付ニ三十人斗其前後に詰て
の者共御出ける処に黒田長政ハ一ノ谷の甲に富士山の甲を
家来たにかけ右御目通りへ罷出る人ハ有之御馬にて向ふ有
者一人家来右京太夫の御前に出候処え御出ハ右見へ有之長府
渡し引とらせ候故今を存し処に今日又はつくと人数を出し
中ハ御武運を申付られ候へハ御定之様に申候へハ 御軍様に
様子よく候見へ候何れ上意候て御意の様子有之人数
出の有る御供ニ候らへハりくハ先ふその仕に候て有之人数を取
処に本多佐渡守ハ山を取り兵力に案じ候帳をの甲斐を見て
大き成陣囲を仕し蝿を手拂ひ有る御供之に付御見物有る

たる夜に向ひ候軍様 常に御様子とハ替り有之御機嫌
候とらへ申せハ太夫取次てされけるの有之御勢して後の先陣へ
御さと見え候而御親父様御手代御家来罷出候と有之御供
御旗本有る間ニあへて候ニ付御様子の様相之御かへる
急御見て 我先に候ハゝ付急て手はやく見て又候てしらへ候之
候あそハゝいかのをとらへ申ハたる取候意ハ一ツとし付急陣
にも許 我先にて候ハ今日の手に合せて候御先に陣ニて我先陣
まらせ候とへて候ニ申されとそ有り
一 敵味方打合て互に睨み合居中処に本多出雲守より
鉄炮をもて打かけ候はく鉄砲の備に七八百挺の鉄炮を
一度に敵え打掛ケ候跡ハ一の手二の手打出て
引候て軍勢一同に押を込て通ふ寄候て手前にて打たて

に於てある時に右近の父兄伊豫守忠昌自身拾十丈深く候て
其元城主たる人を家伝ちを討人を命して其首を討しもうし候
城方会流左衛門と申者郷右衛門の間にて忠昌と目見て
実なれは彼にて忠昌公の左衛門を討つ事を首とて其元出雄
其人持たる鉄砲本右近に入致し同く城主とお鉄砲にて其右者
因幡守は自分の家来組中を率してやま道死へと申てあるに
其家来しれんとて其むき左も中部家の系手取軍ニ我方へと
実なれはとれ流石の者にて向して候ん候へは戦ひ首を悪
く敗走にはひまに候は鉄砲家の侍西尾仁左衛門討ち不
とらう右因幡守我は天満の方へ崩道引散へと追討に殺し
候とて天満川の浜へ至るとき入て馬とたに殺たを沉に其兵
其之忠昌は加茂伊賀守組中にも其元にせし大手門へ押入候を

城中へ一番に入たるとも申けるとなり
右忠昌の儀生年十九歳にて申 将軍様御側に仕奉る故
本多佐渡守お傍にて御目見をも致し之者の晩会見お
忠光公の志者と思とても及御本陣に於て佐渡守と御戦
申候ハ私義今晩が三河守陣所へ忍込鉄砲にて一戦の利
被下と於て其意の御事にてとも佐渡守の儀を以佐渡守へ
候ひ申上之は将軍様御機嫌の由にての仰も無く是を給
其て右多右衛門様と相に於ても御身上乞候申候
申儀に候右忠昌申候ハ扨ハ只今罷出御目見へ申上
候との儀に付佐渡守もとより其儀御申候故ともかくと
忠昌の事ハ右衛門にてハ其元は御味方に候へ申も右
候と申上候ハ佐渡守大きに感し申 御前へ出て候申

上ハ尼子の追ひ目ニ入らんよりハ何とそして尼子の陣を追破り通り吉田へ引取へ
き旨を定られ本陣中半計過ぎて一手に成りて通らんと吉田の御旗本
にも尼子勢続きて出勢し後備ニ於て賊衆取懸る所ニ尼子勢の先陣
四万計出張して前後の備を取切りけれハ今ハ尼子の兵も
大御所様元就公の御陣の様子を見て是非討死と覚悟被致
候処ニ渡辺通之合戦相働き此方より持出し湯漬を給り此上ハ後を
見せ給ハぬ様ニとて通ハ尼子方と勝を決すへしと申上る所ニ合戦して
尼子勢をハ追ひ払ひけれとも、や備を見立て引取らんと思ひ乱れける
山中鹿之介か手の者共懸つて閻魔の庭へ送り参らせんと言ひけれ
ハ馬を乗返し一と戦色々と働き候へとも遂に討死して
一 元就ハ周山を越えて出雲より城を毛利か
本と一戦ひて鉄炮を打合せて引取られける

一 大内殿ハ出雲より御帰陣の砌、杉・内藤の輩、弘中の備
如何とて其手の兵とも戦ひ、敵数多の中へ切て入り、大将の首を
取んとて、時に小笠原長門守、大庸、其外保科、隠岐、内藤
杉平安房、同甲斐、小笠原伊勢、杉平丹後、酒井、右京亮、備前
守江、稲垣、杉原各関を明け一同に突いて出る、城兵浅井
周防守、渡辺弥五郎、竹内、永井、羽田、其外、吉川、合組の者ども
打入りて其の算を乱して大戦ひにて、小笠原兵部、同伝
濃守、その外各とも合を合戦ハ深手を負ひ其場にて討死
にて殊に渡辺ハ討死之由にて大将生年十八歳なりしとそ
見討死と申て其場へ駆付、命を惜まず大戦ひしてなり
と数多の者共脱て討死と申て、家来共も駆付大
将を引退き後陣大勢にて引取れけるとかや、此時杉平生

重なる者ハ源氏を二三ヶ所手負なから左の手にてする時気稲なと
引さけ右の手に刀を振上近付敵を返遮へとて深の中へ
飛退て首の役に立る起兵なれ共敵は立寄り首をとらて
候へハ出雲守首をハ紅の腕ぬきまて宮児をとらせ
て田の中へ捨させ其日も晩方出雲守家中其外の者
上杉殿へ伺候して保科弾正忠も自身働て手
疵を蒙りけれハ之 水谷伊勢守ハ十七歳にして出勢の処
家中の者共城を実立ち道ノ助を待ける所家老の水谷
左近と伊勢守側へ寄り此節も早只今敗軍致し候これ
と競ひ見へあら遠迷とは勝事このうちを我等見たをそては
戦死の体にて敵の中へ討入て討死致しけり之

一 足山城の義ハ去ル茶臼山南の合戦始りて以後

加賀の先手本多山城守村井伴八郎安見右近篠原織
部等を始其外同く関を揚突て出る旗本組々にハ
水野隼人正青山伯耆守松平新九郎なと支へ居けれ共其
の組中何れも力戦をいたす所茶臼山の備を押太り孫
よりはさみ各見て驚き此又手負多く崩退けれとも後見に往
将軍様にも御自身御組をとらせられ候所へ安
藤対馬守一番に駆付馬の左右に行て御馬の
口を取付て御下知を遂本多上野介本多出雲守
駆来り御旗を守りけるに是又三枚半本の御旗の
鏡引見てすゝむる体形の其城古き大将にて其の
去れ共外の様にも近く防き戦ひしなとと加賀勢の大軍
よりて向ひ其上御旗本多勢渡る兵共組馬なる本多

從彼所相見其上宮城府図石川なして横合に突かゝられ
ふさかる所に散々戦ひ負城の者引退けるを家中[illegible]
迯る、追ふ事数千町ニ及ぶ、稲葉の前ニ於て城兵踏留
めて防き止んとす前追行ニ落延ひか城内へ引入れと之云云
藤堂和泉守高虎井伊掃部頭直孝か後へ味方本多出雲守城の
西ニ敵軍の備ニ見ゆるを横合ニ突掛ると大和殿の手
の者凡そ五十騎余り取つて返し大丈夫にも揉合ひて毛利道
押ゆると突立て二百[illegible]ニ切崩されて引退くれと井伊家中の者
捨ニ突て追行に郡にまて来りて其の[illegible]ニ陣とする七組の将
主等防けとも死者多く組下乱れ軍の備を持て
突[illegible]と[illegible]ニ井伊掃部[illegible]安藝守等
嫡男[illegible]討死の由親父掃部ハ[illegible]一戦の働比類無

やさしき様子にあるに付井伊掃部手にて死出の旅へ赴く郎等家
人犯付[illegible]田部掘内討死の外ハ内死骸ともに[illegible]
立ハ常力[illegible]道中を喰ことて討て馬を[illegible]出て[illegible]家
人乃[illegible]にて[illegible]郷に二十騎[illegible]保[illegible]之[illegible]
の外に[illegible]ニ[illegible]之右敗走の荊井伊掃部等打
[illegible]人[illegible]と討死致し井伊[illegible]の[illegible]付
[illegible]萬の四半の[illegible]全の幟[illegible]の下部[illegible]大将[illegible]
[illegible]八田[illegible]十[illegible]人[illegible]大将[illegible]の丸山に於て
家老[illegible]之同[illegible]
ま於て人数[illegible]九[illegible]
判して[illegible]押立場[illegible]家中[illegible]
[illegible]道まて踏留り

一細川越中守殿ハ天王寺口後詰の池の邊に備へさせて居られて
城方七組の内堀田図書・野々村伊予・伊東丹後等
と鉄炮を打合て後互にかゝり返しつ返しつ暫くかゝる所
合戦の越中守か戦績て七組の者を城の方へ引退けると

一水野日向守ハ天王寺の西より船場へ打向ふ所に城方明石
掃部ハ大野修理亮か中途へかゝる所に天王寺の西の岸陰より
出て此後へ廻り横合に突かゝりけるを押来りし兵共と
天王寺口の城兵元戦負けて今は武勇を失ひけれは討死
と見極め所々にて下知して鉄炮を打かけ
まかせると案して能く防き…
又日向守馬上にて…日向守是にて…
足軽共を…

時の合戦に敵を討取首数多ありけるとなん此時日向守家来廣
田図書・尾関作左衛門なとか先立て討死し明石か手の
者共日向守を目かけて討てかゝりけれは日向守自身家来を扶け
利運を得明石掃部へかゝりて日向守か働き比類なし
方々若党共戦ひ有て城内へ逃入けれは大野か勢に旗行
中にも大野主馬同名并組の者共追払ひ戦ひて押返し
御内より退かぬ主馬か組下の者共我先にと
只一騎にて…討死しけると
秀頼より…の内…
鉄炮をもて…
来か…の合戦にて…利と見へ
此…馬…

とも御座候て又御免と申上候千姫様御引取り候て一人難儀之人被為
頼候の中御知行共に是も御座候茶臼山と申候右秀頼公是非千
是非之儀へ仰申候と之七組の面々ニ馬も乗り来り御相伝
御供仕候又是非御供大坂之城と御乗見に無之御座候又御
馬ニ御乗り被成中御仕置相談御堀内主水村伊勢守御旗
御移り被成候ニ付御自殺被成候と之秀頼公御下知天下之
大通り籠り不申候て月見の矢倉か芦田曲輪の矢倉
に御座候へ御申候と之二十二日御座候ても御自害なされ候ヘハ大野修理
奴抱中女中と向ひて申やうハ御袋の御事ニ御座候と六
御前様ハ御城外へ御出し被成大御所様へ御取合上秀頼
様御子ハ御身命御助け被成候様ニと御頼み被成候様ニ御取次を
可被成の由ニ付御供の女中も此よし御伝申上候内ニ御取次

ら退出有候所ニ申候ハ女中より城外へ出し難く候て一旦ハ大御座
所へ被為ニ城へ出られ候へ共検見の為と被申候て御退
出の御供の女中と私と秀頼公へ御暇を申上候て御門の
御姫様と中ニ而包ミ御出し紀州熊野衆堀内主
水と申者新宮ニ而御供致し御供の者共坂崎出羽守
ニ而の者供の者と見へ申候ニ付年の女中共ニ相添
のもし此者共ニ罷出候女中者共御供致し
御是ハ御所へ御出し候御関東の御姫様ニて御座候
城中へ御出し御供ニ御供ニ申上候て
是の御出之へ立て人々と勝ひ御出し御供出向ひ候
御供の者共大野修理亮家来米村権右衛門御供仕
ともに御供ニ而御座所へ御退出以後御供

と我き事ニ存候ハゝ忠こそ御座候へ共御存寄之我ら娘之御事
中々ハ申候も中々ニ毎度今日於内府御前之ニ可然御取扱ひの旨
ニ於てこの様ニ而御所様へ御出て御取扱ひ申ニ而ハ可致申
ましく候間本多佐渡守ニ御頼み候の由御申に付き
御詫言之義ハ御申候而御承知ニ而御機嫌之御使ニ而ハ以外の
事ニ候ハゝ御詫言不罷成候我等の中々候と達而申之
申候所ニ而本多佐渡守も達而御断ト申候而秀頼様御父
子共ニ御命ハ御助被成候様ニ御座候ハゝ天下泰平ニ而有之
様ニ而ハ有之候大坂城へ参り候而御詫言申候而秀頼様ハ
殺さるゝ女中方へ気色ニ而ハ候自様ニ而ハ出羽守御側ニ居候
旨ニ申上候然處の儀ハ追而申候段ニ申候所ニ申上候て能候
事ニ候間女中方ニ於て御仕置被成候出羽守

其国ニ於て佐渡守申様ハ佐渡守ハ殊外之事ニ合点仕候而
茶臼山ニ陣を取る所の大将佐渡守成事ハ一所ニ集り居候所ニ
百姓の家々ニ立て居候を御姫様の御見舞を致し扱候人数を
御留守と存候佐渡守茶臼山之佐渡守と存候て人ハ不残退出候
籠城之者共ニ御取扱の旨を申所茶臼山へ参り候而御上意承知
大御所様ニ而ハお姫ら御取扱ニ而ハ右之旨ニ秀頼公へ被仰出
存知候ハゝ何様の事ニ而も可被成候へ共お姫の御取扱の旨ニ而殺
し候の儀有間敷候と申旨ハ是又申之旨ニ申上候の上意を
自茶臼山の御陣へ佐渡守参上仕秀頼御姫様御取扱之旨
大御所様佐渡の趣ニ付申上候ハゝ将軍様ニ而ハ以の外
御機嫌悪敷候て通さる事斗と御申候而秀頼を一所
ニ置て於其の儀さし申ともとの儀ニて御免被成佐渡守

取のことく　大御所様の思召に叶ひ直に御意に御座候

とも存し奉り候迄陳而之御意　御前様御当前の上ハ御異儀

に於て御照覧ともに存し奉り　淀殿の女中方ともにありしを

に仕御仰に於て奉りての儀に付女中方ハ申迄も無く御尤に候

ものゝ儀ハ方々之頭も男子まれにも有る事に候共御借居中にも

其之上は秀頼ハ右百姓の座候様に存し候年頃迄の間に寄る

御縁下にも左候へて御食御酒とも下され候而ある様子の

たし候とも存し奉り数日此辛労成の上一眼も致し申さす日の

其方の目見へ仰付て淀殿娘とは存し自分の娘と存し奉る

相尋候へハ至る迄にて候有之御城内にてハ上様方不及御察

に候其上の義を御尋に為成て御意様にも我の外ならぬ御気遣

の上淀殿娘も立ち候へ申なかの所有様なり大きに難き

取合之ハ城門にての儀ハ此後方々御礼出し候伝給人方なと

仰付候も不残成の事取り去り候御姫様の御意に不及候

なり

天樹院様大坂城中へ御出に於て候ハ右之無の儀を

御返事には此度の今以世間流布の御紀末には御事結成流

度其時に一不の御滅亡と御座候ひ此城中にて御座

出候と申紀しながら御勿論の女性様の御事とも存て候へも

無之の御事ニハ有之候へハ御末孫ニ申すへき儀も有之

知る末代ニ至り候ての事とも存し御尤ニ存する

儀ハ至る迄何有之我等の取の及ひたる勢を後来ニ申伝

ニ申米村喜兵衛淀殿娘天樹院様へ御奉公申上居申

ます日二三日前浪人ニまて来り申す御座候へ申上る大坂

以来御父公の思召天樹院様ニも御合体にて終ニ御合取
被成の縁組あるへきと云ふ御方之にて被申行其娘虚空
のくらゐなりと仕出し種々其後彼是世話ニ預り人之と
院と云ふ生れ付いたり内親のなり行されとも仕合ハ悪しく其叔母
子日ハ勝不申候得ハ権右衛門と申せし者ハ甚不首尾ニ而浪人致し候
生まれつき彼は拾ひし物と存じ室町の辺ニ新たに用いて
潤にも不合見る処の娘を聞置しうり候て保養させ
之ニ之見返へ候へ御狸娘を御召寄ニ彼妙なるゝしなかさ
葬に仕る御娘殿ハ用意にて方々之其職人手紙を出し娘火
葬の其の中へ入被入持ち帰り焼死ニ而所ならんと存じ
火葬ニ候得の骨の其外なき所一所に仕て高野山之持参り
骨壺へ納め刻り申置と名を付京都妙心寺内嶺南

和尚ハ隠居いたし江戸に在りて芝東禅寺の元寮に在せ
てある内の掃除する事を仕りて居たる或日東海寺の沢庵和尚
嶺南和尚と同じく浅草因幡守方へ振りて入来る沢庵
和尚の申されけるハ此ハ誰なるぞと問ハれ所の人答へて元嶺南和尚のかく
進められたる（とて日頃ある事をきゝし）因幡守宅にて
と申ければさて〳〵やさしき者かなとて沢庵和尚宿へ帰りて大和守殿の
家来木村権右衛門と申者ありて老母を所持致しける之の修行をと
主君ハ関ヶ原合戦の刻浅田中納言家来なる所七ケ所ひし
者を御拾ひ被成後大坂冬陣も和様の刻城中に籠因
之故有楽大和殿方へ出仕致し候ゆへ得人の人義
有楽大和殿方にハ村田吉兵衛大和殿方にハ木村権右衛門両人
居るゝ城中ニ在知りて和様ゟ御招ニ前守殿牛の山御座所ニ於テ

安人共ニ法自見ら役目判検者之候 清水をも不埒ニ而之の次第
ニ付及殺し致退役候之 大坂町奉行稲木村氏を殺害かゝる
御尋問候処平手検者集め御役ハ男之を止メ岩瀬和尚者ニ申立
候之ハ附周囲中度ら申候ハ一生検者之ハ世間を隠遁ろへき
者ニ而不捨之候抱中ニ在者浪径にて其の究竟之候而在留之
ら御之み候ニ而安和尚其ニ先き知致居之の世のなひ候ニ付中
之ハ周囲中ニ度此の道致ら之於て只四方之きしの申之 浅居
和尚迚の候ニ者四方之ハ申之へ候へ之ハ申立ハ四方之ニ申ニ而御行
ころニハちと之ニ今中子細もなく之候ら四方二三十名ニ申候ら候ゝ御行
ニ申居候居之御ニ而了 勝力もなく之あら変りる 附分月也之を
之を和尚年の指揮之をいは之を彼料ニ之を申之の候ハ申
其上は候周囲中度取事ニ者殺ハ千方余人年齢ニ而三十名

御老之起者ハ役者衆者者者役ら之 周囲中ニ松尾又三郎
ニ申老町奉行役にて老者ニ而候等の候も若年因集人を追当
を老衆者者之て武仲之てハ無之ニ之を利発ある男の中座
周囲度周之を之を候へ之ニ武附仲の文三郎町奉行の用ニ而目
老者判大坂一戦の候之周囲度ら申出居城の日天樹
院殿城中を御出ら於て候を之ハ者役ら御を又三郎郡ら世上
其の老御清の毎ら浪度者数を成りし而之ハ者一の之成
を御女中様ニハ陀わ御家甲斐ニハ其の御出生御小中脇
御座指揮候之を之ハ務ニ而御検者之是を取り大ききニ勝立
役ら家来伝ら居りを之ハ急く候自身ニ之て中出ニハ於松尾
又三郎義者清和ニ於て天樹院様御務を申上候衆
候ハ中毎ら而其の者ニ之ハ子細ハ天樹院様城中右

御出なされ候へハ秀頼公御母公の義を御頼ミなされ候へ共
ふと有し後ハ修理亮迄て申上候所の事も御知りなく又有楽申
左様にありしにて天樹院様ニ御悪ミなされ候ともいかゝ
修理か所は殺したる事共とも申あけられ候共御同前
於て又有楽とおもひ候か此義御ゆるしなされ候へハ世に又の申候
まハ不存如何ある私義ハ御願申上候と申請御暇を取りて御座候
御事なれは天樹院様御懇意の申候とて仕りて候かゆへ
理への私まてお走り申し候ゆへ申上候ニ家老山田
大坂へ難波へ殺し肉の候て申上候と木村は仕
にも因幡守殿之御城中之又有楽も同しく仕
前田事ハ右目なる所の義を於て後藤と申す討死の義
有之迄ハ集人組下北士の候ハ城中へと討入申候ハ皆々ハ戦死

の晩方城中を立退候処之後迄ハ天樹院殿城中より
出ましの事也にて其の儀なれハ出し此世共にて候へハなにとも
是て世上にも同の事このまゝを申の候へ共申してみてもなし
殺ハ一生身の存念にて成るほとの儀御座候ハ一度御恩の人命殺
させ申候同しく御ためにも事ゆへ仕り申して参り候ハ右様之儀
我等の為ニ候との御事有之又有楽よりも合点候も出此不調法の事
主義候ての儀にて候右之様悪く候之右様とも存し
之天樹院様御事候城中を出て御ゆるしと候ハ大き
成り私遠ことの申之右様内ニ義御構ひなく其御親子
の此世の事ニなし我等親類ニも無き申上の事にて
御申上候様に物語ありし事と成りて御子孫今に御構なし
くなかりけり

一 右之 大河内様よりハ東叡山之御法を御称し被仰候ハ、宗升
大和屋太兵衛ニ申候ハ、御縁組之儀ハ人事ニ拘り不識ニ候
二御座候得共、御家老上席故大和を御頼被成候ニ付、依之御出候
ニ而御付申ニ付、御組合九人衆ニ而見合候
も有之ハ、御用ニも立可申哉と御内々ニ押立上ル事ハ下三
思ふ間敷と申合候へ共、其内御幕府ニ而強而相談仕候ハ、此上
のゝ取計遣申候、右ニ付内々ニ御大名衆へも御頼ニ相成候
ても其の通り三度迄も御相談仕、御返事被仰候ところ。
今度世上流布の儀ハ中々甚御縁の儀、思召不宜
御評議と申候ニ付、東叡山御縁組の内御相談ニ
ても相成間敷、外方様の事と申出候ニ付、元禄
以後御用向の儀ハ御家之通り御縁組の儀ハ御延引

なひけ申さぬ事なき事故ニハ諸人へも立てけるとなり
一 大河内様東叡山ニ御上り被成候ニ付而、尾張様を被頼候て、因
幡殿へ一ヶ様之事ニ候と申上候御返答ニ付、尾張殿へ御出候故、右之
通ニよりかくの如きとの上意ニ付、尾張殿駿河殿御出之
御上様思召御内意も被為在候、御使として上意之趣被仰出候処
御老中へも一先御断之儀、駿河殿退散仕候後、御両所東叡山
江御出之被仰候事、御返事の節ハ御延引被成候事の子細も有之候
遠慮ニ御座候上意ニ而ハ有之候へ共、駿河殿御返答之如くニハ相成不申
も御座候、右之通ニ付、御上使として遠慮被仰ニ付、御評議も有之
御様子ニ而ハ何分ニも被成候、御前ニ松平右京亮殿も被在候
駿河殿御出之節、何レ御様子ニハ御存知年寄衆ニハ此事之義
殿も右様の儀ニハ御遠慮ニ被仰ニ付候ニ付而、駿河殿御出候様ニ被成

やかたさまの事我等か十四歳の時よりあひのかゝへつかはれ申候所ニ
ともかくやかたさまの事をのミ思ひ申候ゆへ大御所様被仰渡之趣ニも
存候上者是非ニ及はす則ち御意ニ任せ候て罷出候ても同前ニ存候て其の
上意にて御悦なされ御振舞被下之趣かくのことくに候

一 大坂城中大屋形の火焼広間より子息等外の家屋までも
焼落候其後大火にて焼亡候治部少輔にも茶閉山之余上
御利運の段を祝し申候右刻小出淡路守も御目見への
其のうへ被仰渡御悦被申淡路守と御一所へ罷出つらね候この趣
仰付られ候御使者被遣候小出淡路守にて候へは其の
上意にて淡路守も御前へ御召し候大坂城中の事被仰尋
と被申上候へは御返答ニ淡路守も大坂の事を一目ニ
かへりて存事を申上候由悦被申候由御振舞に被下候

大御所様之御前ニ於て御振舞被下候て其の
上意にてはと是非ニ及はす候其後御暇被下候へは後御意
意を被仰御着替の為ニ拝領仕候よし

一 右同時 大御所様より度目出度候上意にて御礼
申候よし御供衆御暇被下大度目出たくつかはされ候由
諸大名衆何事ニ付而も被仰候由ニ候御諸
中所之衆集り被申候て度目出たく候の組
まし何事に被仰やとられ候御書状の内ニ被組
れ我等の諸大名衆被仰候の由ニ候之儀
同前被下候御前へ罷出被申候以来ハ其之一献の
刻も被下親類衆も被仰付上意にて被成
下され候て後々迄之儀仰付世俗の中ニ数

かゝる様に御うんつきさせ給ひ上意に叶はせ給はぬ故と存候へ共又其外に
少将ハ御死骸城の事を深く感し申しまゝ旗本へありしと也

一 同五月八日秀頼公并井伊掃部頭へ仰付城中芦田曲輪に於て
女中其外二位の局を始め御自害と御母公ハ秀頼の
茶所に入られ候上使ハ同所へ上使之同道なれハ秀頼の
御勢に入られ候様の出ませと申つかハの局の外芦田曲輪ニ
差置れ候男女の人数をもつて申しあけ候ニ付二位の局ハ城
中にて御命の事ハ何分にも御請有之一ツ所へ芦田郭に立入秀
頼公ニも此度ハ秀頼公の御命をも助け候ハゝ御赦免なし下されと
ありけれハ何の御返事もなく同所ニ井伊掃部頭安藤対馬守
両人ニ申候ハ芦田曲輪へ向ひ頼みに候処ニ付取次候へハ頼み
御座候の御返事もなく程なく其所へ火をかけ秀頼公御母公も

始め男女の人数三十余人自害有之此外死去の分ハ旧
記におゐて略之
此時井伊掃部頭大御所様秀頼に御命の事
ゝ仰付られとかく御上を願ふ由書記にも御座候
又孫助命の御願ハ度々御申有之とのこと
速見甲斐守殿に於て御願の儀も有之
御所様よりの御返事ハ不叶との事にて
馬を出し申候
此時御城中秀頼公ハ甲斐守殿を召され
ら御様子ハ此上ハ是非もなく秀頼公甲斐守
自害ありけれハ此の御後に
いよいよ御自害ありて候此事

存ぬ事也

一大御所様ニハ越前朝倉義景の首ハ未見給ハず候ニ付首ヲも御
覧可有之處其の上意ニ首西尾仁左衛門并柴田山城守陣へ指参
候処ニ御覧可有之處其因幡守の内證ニ御目見不仕の故
御見参不可有旨指栄の仕合ニ首の面歯のけ見立て御覧の首
見届させ面歯を以て其之紙ニ仁左衛門方へ御免ひ候
清貞ハ仁左衛門ニ付候ハゞ仁左衛門より清道ニ手前能仕候て只
より首と見るらると上意之也坂下仁左衛門不存知候処御例有り
御免ひ候清貞ハ不知と存之候と申候ハ左様ニ付仰付左衛門の
討取候御首級其の首ハ御覧候処被仰付御当分ハ年寄中より
事相と上意にて左衛門方へ御免ひ清貞ハ御免被仰付候左衛門
申候ハ朝倉の義ハ天下ニ聞たる者故只一騎宗者の例ニ

首の羽織ハ着不申候如何程の事ニ候哉と候ま御尋ね候へハ中村
只二人居候而候の事に候と申候ニ付後段被為見候而能々見候る
ように申候其の首ハ後日申上候へハ其の首ハ御尋ニ付と申上候ハゞ
よく見候を仕分の上意の事左衛門御尋之事被仰付候て御例有
ま御仕合ハ御前より若き時より中老の者成候ニ付首と見候て
事に候ハ左様ニ候首上意ニ候よし承り
右ハ又未伊勢守か家臣也と承り伝へ候と申上て御尋の由也
而某之者我等之の類族之以書留之御前若き時分ニ承候
覚之御事承申候

一大御所様ニハ秀頼卿生害の後ハ御供ニ被仰付候ニ付御座候ハゞ
金銀雑物と御代まで御預候事柴田山城守之被仰付候御内の儀
被仰付候ニ付左衛門ニ御渡成御用済ニ付候ハ其後御物の大分銭

の後ハ西の陣出合ひ相挑みしの上意にて天下平和晴天にて世人
西の陣下等色もなく和平成る所大南の風吹出し志西陣
出合ひ候中々まで戦ひ仕掛け漸く陣所加賀を引取り候よしに
先手様の外ニ御衛ニ御座候中ニ而某大将も御遠ふて二方より出陣
ニ相成り和ニ大手先の御門へ事起遊ばし候と有之候ニ付先方へ其の旨
御一代よりの行ひも御座候ニ付自分ニ開き置ひ候ニ付内陣へ白親
又候加州家へ出で御門へ参りて天下之御事へ御開き相成り候ニ付一年後
御機嫌遊ばさるべく人々申合ひ　将軍様ニ御望み之者山を御立ち候ニ付御座ニ
日々晩方仕候之御機嫌ニ相成る御座候也

一二条の御城へ親方の家老西本多などニ至る出合今般大坂表へ御
ま尤義ハ加賀先乗の方より何れも和と親方勢共御役の内ニ至
勢仕り加賀人勢を押ひ抜ケ候ニ付の子細相ふて御座候上

一此段ニ而御座候ニ付御陣借達ひ中立行ハ仕出家中ニ而与本多も此度
の者共出合有田治理より大名方ニ於て申合候事ニ有之候所ニ付
何れニ而自分之人数も寄せ合ひ有之候ニ付其の後も出合ひ候所
治理義ハ至極能き者ニ付ニ而の處御中自分の一手ニ而打ち候
ひ城の者へ押出しもとより御家中ニ而先方の者共の陣へ治理の
組下の者共ニ出で候とも能く以てとも致ささも我もと〳〵と出て候ニ付
私義も人数ももらひ元より存候所を進ひ出勢仕り二河ニ而
領主ニ付御行の御陣も無く出陣仕候者の儀
まで家中ニ者共儀ハ治理へ仕付け菜園山の辺ニ押詰
中ニ而候ニ付右之者の儀へ中立不及ひ候ニ付治部ニ於て
又ハ後日之者ニ而も候間治理存分の様ニ致し
形ニ而此の人数ニ而御座ニ付中合ひ致し其の上一戦の刻

修理ニ申含メ追而御城ニ火を懸天満の方へ敗走候迄と
追討仕候修理義ハ天満川ニ舟入ニ乗り候て所々ニ申来
自河を渡りニ而旗も立候由承り候平恩の由申送り候へ共
存候由申上候へ共其後ハ何の沙汰も無之候由承り候
一 長門守木村重成ハ御家臣庵原主水助世評安藤と申者
併ニ討取候首ハ重成ニ而表の一戦の刻木村長門守首
并ニ備前守と同じく備より主家の御旗本家中の者共何ヶ迄も押寄
討死仕候首ハ御旗本ニ而相分申候ニ付御検使衆因幡殿私親共
見申候ニ付御分見合候我等ハ首ニ而拵申候旨申上ル
一人ニ付候之へ御手ニ出候ニ付一番首ニ成候由申候へき旨
く申候所是ハ親共見申候而首を請申候一人も不申出候
下知仕押留申候ニ付城主首級迄仕候ニ付家中の者共

一 手を宜しく仕候ニ付備前守殿下知ニ付相済候家中一同
の次第を承り候而一番首ニ申候所存ニ候是首実検可仕
表の一戦の刻木村長門守の首級ニ付討死と申候
討取候の次第ハ如何様の儀ニ付御旗本家人安藤某
承知仕候由申聞候而家人安藤之儀ハ御手十六歳ニ而家中御旗本
中に庵原主水と申者ハ高名因幡殿と対決ニ及び候所
利運ニ申候儀ニ付御旗本首ニ付候ニ付
一 大坂表之出陣之節諸大名衆共へ申聞候ニ付御一家の
御城へ上り候所大御所様御見分ニ付御目見之御方の
御書付ニ而御目付中御列座ニ而被仰候ニ付松平伊豫
守殿御名ハ上総守殿帰陣之節表方奉行衆被遊候の
儀ニ付御達ハ表通りニ而候ニ付二番首迄も後ニ成候ニ付被申候

大御所様出陣被 仰出候処 上意の旨有之 然れとも下々
存せぬ後ニ 右居のかた 将軍 伊豫守 是ニ 不至ところ
難てらや 上意大御所様御覧ニ被 仰候ハ 自分の事
ますとおほしめして 御感 の 上意を 被下 候なり
一 大坂落人 七万我 親類 縁者 なとの者 大死候
ると生捕 又ハ 手負の 国 松丸 城中 ゟ出 候
ゝと 候之ニ 於て 是を 生捕 討とも 今度 大坂表一戦の
御勝利之 討死ハ 首数 此度の 伊 達 奥州
首 公 日 合 首 級 弐万 二千 首 三千余 級 之 思
東の 陣之 加賀 利常 之 三千 余級 取 之
三千三百 余級 之 ニ 其外 略之
一 六月十五日 大御所様 此年内 同六月廿日 将軍様

此年内ニ被 年号改さる 当七月か元和元年と被改被
天下泰平 大御代と称 被仰るなり

日本政府図書

此落穂集十五冊或云越前大道寺友山俗名孫九郎先祖北条家仕其後浅野家且松平肥後守方居後越前家得合力今松平兵部太輔家一子孫九郎三十人扶持賜仕居者也
編作也記為正説實記或人秘除皆及總見
數度上恩借写之猥可愼外見傳言有之但写
本誤違字多如本写畢後日可改者也

元文四己未年十一月廿八日

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan